

三重県環境審議会条例

平成六年七月一日
三重県条例第三十三号

改正 平成 七年 三月一五日 三重県条例第六号 平成一〇年 一月二三日 三重県条例第一号
平成一二年 三月二四日 三重県条例第三九号 平成一六年 三月二三日 三重県条例第五号
平成二四年 三月二七日 三重県条例第六号

三重県環境審議会条例をここに公布する。

三重県環境審議会条例

（設置）

第一条 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、三重県環境審議会（以下「審議会」という。）を置き、その組織及び運営に関しては、同条第二項の規定に基づき、この条例の定めるところによる。

全部改正〔平成一二年条例三九号〕

（組織）

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

（委員）

第三条 委員は、環境の保全に関し学識経験のある者、県議会の議員及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

- 2 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第四条 審議会に、会長一人及び副会長二人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた順序で、その職務を代理する。

（会議）

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数が決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第六条 審議会に、環境の保全に関する専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門の学識経験のある者の中から、知事が任命する。

（部会）

第七条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属させる委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に所属する委員がこれを互選する。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に所属する者の中からあらかじめ部会長が指名した者が、その職務を代理する。

（幹事）

第八条 審議会に、幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、知事が指定する部内の職及び三重県教育委員会事務局の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

一部改正〔平成七年条例六号・一〇年一号・一六年五号・二四年六号〕

(雑則)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成六年八月一日から施行する。

(三重県公害対策審議会条例の廃止)

2 三重県公害対策審議会条例(昭和四十六年三重県条例第四十号)は、廃止する。

(三重県公害防止条例の一部改正)

3 三重県公害防止条例(昭和四十六年三重県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「三重県公害対策審議会」を「三重県環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

附 則(平成七年三月十五日三重県条例第六号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成十年一月二十三日三重県条例第一号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成十二年三月二十四日三重県条例第三十九号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成十六年三月二十三日三重県条例第五号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年三月二十七日三重県条例第六号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例施行規則

三
重
県

条 例	規 則
<p>三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例</p> <p>(平成二十年十月二十四日三重県条例第四十一号)</p> <p>改正 平成二十三年三月二十三日三重県条例第十七号</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第六条)</p> <p>第二章 産業廃棄物の適正な処理の確保</p> <p>第一節 事業者の義務(第七条―第十二条)</p> <p>第二節 土地所有者等の義務(第十三条―第十五条)</p> <p>第三節 産業廃棄物の処理に関する環境配慮(第十六条―第十七条)</p> <p>第四章 産業廃棄物の処理状況等の透明化(第十八条―第十九条)</p> <p>第三章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な管理(第二十条―第二十二条)</p> <p>第四章 雑則(第二十三条・第二十四条)</p> <p>第五章 罰則(第二十五条―第二十八条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、三重県環境基本条例(平成七年三重県条例第三号)の理念にのっとり、産業廃棄物の不適正</p>	<p>三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例</p> <p>施行規則(平成二十年十月二十四日三重県規則第七十八号)</p> <p>改正 平成二十四年三月三〇日三重県規則第一九号</p> <p>平成二五年三月二九日三重県規則第四二号</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 産業廃棄物の適正な処理の確保</p> <p>第一節 事業者の義務(第三条―第十三条)</p> <p>第二節 産業廃棄物の処理状況等の透明化(第十四条―第十六条)</p> <p>第三章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な管理(第十七条)</p> <p>第四章 雑則(第十八条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例(平成二十年三重県条例第四十一号)以</p>

条 例	規 則
<p>な処理の防止に関する措置その他必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、もって県民の現在及び将来の生活環境の保全に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号。以下「特別措置法」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 産業廃棄物処理業者 法第十四条第一項若しくは第六項又は法第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けた者をいう。</p> <p>二 土地所有者等 県内の土地を所有し、占有し、又は管理するものをいう。</p> <p>三 工場等 産業廃棄物を生じる工場又は事業場をいう。</p> <p>四 解体作業現場等 工作物の解体、改築又は新築に伴い産業廃棄物を生じる作業現場をいう。</p> <p>五 不適正な処理 法第十二条第一項に規定する産業廃</p>	<p>下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語)</p> <p>第二条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。</p>

棄物処理基準若しくは同条第二項に規定する産業廃物
保管基準又は法第十二条の二第一項に規定する特別管
理産業廃棄物処理基準若しくは同条第二項に規定する
特別管理産業廃棄物保管基準に適合しない処理をい
う。

六 不適正な処分 法第十二条第一項に規定する産業廃
棄物処理基準又は法第十二条の二第一項に規定する特
別管理産業廃棄物処理基準に適合しない処分をいう。

(県の責務)

第三条 県は、事業者、産業廃棄物処理業者、土地所有者
等、市町その他の行政機関及び県民との緊密な連携を図
りながら、産業廃棄物の適正な処理の推進に関する総合
的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、産業廃棄物の不適正な処理を防止するため、監
視体制を整備するとともに、県民の協力を得るよう努め
なければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄
物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
い。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物の
処理を委託する場合には、当該産業廃棄物の発生
から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程にお
ける処理が適正に行われるために必要な措置を講ずる

<p style="text-align: center;">条 例</p>	<p>よう努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、県が実施する産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(産業廃棄物処理業者の責務)</p> <p>第五条 産業廃棄物処理業者は、事業者から産業廃棄物の処理の委託を受けた場合は、当該委託に係る産業廃棄物を適正に処理しなければならない。</p> <p>2 産業廃棄物処理業者は、県が実施する産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(土地所有者等の責務)</p> <p>第六条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地(以下「所有地等」という。)において産業廃棄物の不適正な処理が行われないう、その所有地等の適正な管理に努めなければならない。</p> <p>2 土地所有者等は、県が実施する産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">規 則</p>	

第二章 産業廃棄物の適正な処理の確保

第一節 事業者の義務

(処分を委託する場合の確認等)

第七条 事業者は、その事業活動に伴って生じる産業廃棄物の処分を産業廃棄物の処分を業とする者（法第十四条第六項又は同法第十四条の四第六項の規定による許可を受けた者に限る。以下「処分業者」という。）に委託しようとするときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物を処分するための能力を当該委託しようとする処分業者が現に有していることを確認するとともに、規則で定める事項を記録しておかなければならない。その確認をした日から一年を経過した日以後引き続き当該処分業者に委託しようとするときも同様とする。

2 事業者は、処分を委託した産業廃棄物の不適正な処分が行われていることを知ったときは、当該処分業者への搬入の停止その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、規則で定めるところにより、当該不適正な処分の状況及び講じた措置の内容を知事に報告しなければならない。

第二章 産業廃棄物の適正な処理の確保

第一節 事業者の義務

(確認及び記録事項等)

第三条 条例第七条第一項の規定による確認は、次の各号のいずれかの方法により行うものとし、当該確認した事項の記録は五年間保存するものとする。

一 自ら実地に調査し、及び確認すること。
二 自らの責任において、実地に調査している者から聴取し、及び確認すること。

2 条例第七条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 確認の年月日
二 確認の方法
三 委託に係る産業廃棄物を処理する施設における処分の状況
四 委託に係る産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の残存容量の有無

五 委託に係る産業廃棄物の保管の場所の状況

第四条 条例第七条第二項の規定による報告は、不適正な処分が行われていることを知った後、遅滞なく、措置内容等報告書（第一号様式）により行うものとする。

条 例	規 則
<p>(産業廃棄物の保管場所に係る届出)</p> <p>第八条 事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を当該産業廃棄物を生じた場所（工場等又は解体作業現場等をいう。）以外の場所（県の区域内に限る。）で自ら保管するときは、規則で定めるところにより、保管を開始する日までに、当該産業廃棄物の保管の用に供する場所（以下この条において「保管場所」という。）の区域ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二 保管場所の所在地、面積並びに土地所有者等の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 三 産業廃棄物の種類及び数量 四 産業廃棄物の保管の方法 五 保管場所の使用開始予定年月日 <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定は、適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 保管場所の面積が規則で定める面積に満たないとき。 二 産業廃棄物処理業者の事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において産業廃棄物の保管をするとき。 	<p>(産業廃棄物の保管場所に係る届出)</p> <p>第五条 条例第八条第一項の規定による届出は、産業廃棄物保管場所届出書（第二号様式）により行うものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 保管場所の付近の見取図 二 保管場所の状況を明らかにする平面図及び立面図 三 容器を用い、又は囲いに接して産業廃棄物を保管する場合、その構造を明らかにする図面 四 その他知事が必要と認める書類又は図面 <p>(保管場所に係る届出の適用除外)</p> <p>第六条 条例第八条第二項第一号の規則で定める面積は、百平方メートルとする。</p>

き。

三 産業廃棄物処理施設が設置されている工場等の敷地内で、当該産業廃棄物処理施設の処理に係る産業廃棄物を保管するとき。

四 規則で定める一時的な保管をするとき。

五 特別措置法第八条に規定する届出に係る事業場内で当該届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管するとき。

六 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第十七項に規定する関連事業者が、使用済自動車及び当該自動車の解体等により生じた廃棄物を保管するとき。

七 法第十二条第三項及び第四項の規定による産業廃棄物の保管をし、又は法第十二条の二第三項及び第四項の規定による特別管理産業廃棄物の保管をするとき。

3 第一項の規定による届出をした事業者は、同項第一号から第四号までに掲げる事項を変更したとき、又はその届出に係る保管場所の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（一部改正（平成二三年条例一七号））

2 条例第八条第二項第三号の規則で定める一時的な保管は、産業廃棄物の保管を開始した日から三日以内に保管場所に保管するすべての産業廃棄物を保管場所から搬出する場合とする。

（保管場所の変更等に係る届出）
第七条 条例第八条第三項の規定による届出は、産業廃棄物保管場所（変更・廃止）届出書（第三号様式）により行うものとする。

2 前項の届出書には、第五条第二項各号に掲げる事項のうち、変更事項に係る書類又は図面を添付しなければならない。

条 例	規 則
<p>(県内搬入に係る届出)</p> <p>第九条 県外に所在する工場等を有する者又は県外に所在する解体作業現場等において産業廃棄物を生じさせる者(以下これらを「県外排出事業者」という。)は、当該工場等又は解体作業現場等において生じる産業廃棄物を県内で処分(処分業者に委託するものに限る。)するため、自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとするときは、当該搬入する日の十五日前までに、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の種類、数量、処分の方法及び期間その他規則で定める事項を知事に届け出なければならぬ。ただし、県外排出事業者が一の処分業者に委託する産業廃棄物の数量(当該委託に係る契約日以前一年間に委託した数量を含む。)が二百トン未満又は二百立方メートル未満の場合は、この限りでない。</p>	<p>(県内搬入に係る届出)</p> <p>第八条 条例第九条第一項本文の規定による届出は、県外産業廃棄物搬入届出書(第四号様式)により行うものとする。</p> <p>2 条例第九条第一項本文の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二 工場等又は解体作業現場等の名称及び所在地</p> <p>三 産業廃棄物処理業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>四 産業廃棄物の性状及びその発生工程の概要</p> <p>五 処分する施設の種類、処理能力及び設置の場所</p> <p>六 その他知事が必要と認める事項</p> <p>3 第一項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一 産業廃棄物の性状を明らかにする書類</p> <p>二 排出事業者の事業の概要を記載した書類</p> <p>三 産業廃棄物の発生工程の概要図</p> <p>四 産業廃棄物処理業者との委託契約書の写し</p> <p>五 その他知事が必要と認める書類</p> <p>(指定特別管理産業廃棄物)</p> <p>第九条 条例第九条第二項本文の規則で定めるものは、廃</p>
<p>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第二条の四第五号に規定する特定有</p>	

害産業廃棄物のうち同号へに定める廃石綿等を除くも
のその他規則で定めるもの（以下「指定特別管理産業廃
棄物」という。）を生じる県外排出事業者が、当該指定
特別管理産業廃棄物を県内で処分（処分業者に委託する
ものに限る。）するため、自ら又は他人に委託して県内
に搬入しようとするときは、当該搬入する日の二十日
前までに、規則で定めるところにより、当該指定特別管
理産業廃棄物の種類、数量、処分の方法、県内に搬入す
る理由及び期間その他規則で定める事項を知事に届け
出なければならぬ。ただし、県外排出事業者が一の処
分業者に委託する指定特別管理産業廃棄物の数量（当該
委託に係る契約日以前一年間に委託した数量を含む。）
が五十トン未満又は五十立方メートル未満の場合は、こ
の限りでない。

棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年
政令第三百号。以下「令」という。）第二条の四第六号
から第十一号までに定める産業廃棄物をいう。

（指定特別管理産業廃棄物の県内搬入に係る届出）

第十条 条例第九条第二項本文の規定による届出は、県外
指定特別管理産業廃棄物搬入届出書（第五号様式）によ
り行うものとする。

2 条例第九条第二項本文の規則で定める事項は、次に掲
げるものとする。

一 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏
名及び主たる事務所の所在地）

二 指定特別管理産業廃棄物を生じる工場等又は解体
作業現場等の名称及び所在地

三 産業廃棄物処理業者の氏名及び住所（法人にあつて
は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

四 指定特別管理産業廃棄物の性状及びその発生工程
の概要

五 処分する施設の種類、処理能力及び設置の場所

六 その他知事が必要と認める事項

3 第一項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付
しなければならない。

一 指定特別管理産業廃棄物の性状を明らかにする書
類

二 排出事業者の事業の概要を記載した書類

条 例	規 則
<p>(県内搬入に係る変更の届出)</p> <p>第十条 前条第一項本文の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更しようとする日の十五日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 前条第二項本文の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更しようとする日の二十日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p>	<p>三 指定特別管理産業廃棄物の発生工程の概要図</p> <p>四 産業廃棄物処理業者との委託契約書の写し</p> <p>五 その他知事が必要と認める書類</p> <p>(県内搬入の変更に係る届出)</p> <p>第十一条 条例第十条第一項本文の規定による届出は、県外産業廃棄物搬入変更届出書(第六号様式)により行うものとする。</p> <p>2 前項の県外産業廃棄物搬入変更届出書には、第八条第三項各号に掲げる書類及び図面のうち、変更事項に係る書類又は図面を添付しなければならない。</p> <p>3 条例第十条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 産業廃棄物の数量を減少する変更</p> <p>二 処分の期間を短縮する変更</p> <p>第十二条 条例第十条第二項本文の規定による届出は、県外指定特別管理産業廃棄物搬入変更届出書(第七号様式)により行うものとする。</p> <p>2 前項の県外指定特別管理産業廃棄物搬入変更届出書には、第十条第三項各号に掲げる書類及び図面のうち、変更事項に係る書類又は図面を添付しなければならない。</p> <p>3 条例第十条第二項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 指定特別管理産業廃棄物の数量を減少する変更</p>

(勧告及び公表)

第十一条 知事は、第九条第一項本文若しくは第二項本文又は前条第一項本文若しくは第二項本文の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る産業廃棄物の不適正な処分が県内において行われるおそれがあると認めるときは、当該届出に係る産業廃棄物の搬入に際して、当該届出をした県外排出事業者に必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 知事は、県外排出事業者が正当な理由なく前項の規定による勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容並びに当該県外排出事業者の氏名又は名称を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

3 知事は、県外排出事業者が第九条第一項本文若しくは第二項本文又は前条第一項本文若しくは第二項本文の規定による届出を行わないで搬入したときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該県外排出事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(指定特別管理産業廃棄物に係る報告等)

第十二条 知事は、第九条第二項本文の規定による届出又は第十条第二項本文の規定による変更の届出があつたと

条 例	規 則
<p>きは、速やかにその内容を当該指定特別管理産業廃棄物の処分を行おうとする場所の所在する市町長に通知するものとする。</p> <p>2 知事は、第九条第二項本文の規定による届出又は第十条第二項本文の規定による変更の届出があったときは、規則で定めるところにより、当該届出の内容を公表するものとする。</p> <p>3 知事は、必要があると認めるときは、第九条第二項本文の規定による届出又は第十条第二項本文の規定による変更の届出を行った県外排出事業者に対し、当該指定特別管理産業廃棄物が適正に処理されたことを確認するために、報告を求めることができる。</p> <p>4 知事は、前項の規定による報告があったときは、速やかにその内容を当該指定特別管理産業廃棄物の処分を行うおうとする場所の所在する市町長に通知するものとする。</p> <p>5 知事は、第三項の規定による報告があったときは、規則で定めるところにより、当該報告の内容を公表することができる。</p> <p>6 知事は、県外排出事業者が第三項の規定による報告を行わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該県外排出事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。</p>	<p>(指定特別管理産業廃棄物に係る公表)</p> <p>第十三条 条例第十二条第二項及び第五項の規定による公表は、三重県情報公開条例(平成十一年三重県条例第四十二号。以下「情報公開条例」という。)第七条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除くものとする。</p> <p>2 前項の公表は、当該届出等に関する事務を所掌する地域防災総合事務所及び地域活性化局(以下「地域防災総合事務所等」という。)において、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>一部改正(平成二五年規則四二号)</p>

第二節 土地所有者等の義務

(所有地等の使用方法等の確認)

第十三条 土地所有者等は、所有地等を他の者に使用させ、又は管理させる場合であつて、当該所有地等において産業廃棄物が搬入されることが予想されるときは、産業廃棄物の不適正な処理が行われまいよう、当該他の者(以下「借地人等」という。)にあらかじめその土地の使用方法を確認するとともに、その使用の状況を確認するよう努めなければならない。

(不適正な処理が行われた場合の措置)

第十四条 土地所有者等は、所有地等において借地人等により産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、当該借地人等に対し当該不適正な処理の中止を請求するよう努めるとともに、速やかに不適正な処理が行われている旨を知事に通報するものとする。

(生活環境保全上の支障の除去等への協力)

第十五条 土地所有者等は、産業廃棄物の不適正な処理による周辺の生活環境保全上の支障の除去又は支障の発生の防止のために、法第十九条の五第一項の規定により処分者等が講ずる措置、法第十九条の六第一項の規定により排出事業者等が講ずる措置又は法第十九条の八第一項の規定により知事が講ずる措置に協力しなければならない。

(一部改正(平成二三年条例一七号))

<p style="text-align: center;">条 例</p>	<p style="text-align: center;">第三節 産業廃棄物の処理に関する環境配慮 (産業廃棄物を処理する施設の設置に係る配慮等)</p> <p>第十六条 知事は、産業廃棄物を処理する施設の設置について、その計画段階から地域住民との合意を図りながら進めることを基本として、必要な事項を別に定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(産業廃棄物の適正処理に係る意見の聴取)</p> <p>第十七条 知事は、法第十九条の五、法第十九条の六又は法第十九条の八の規定による措置を講じ、又は講ずることを命じる場合においては、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。</p> <p style="text-align: center;">第四節 産業廃棄物の処理状況等の透明化 (産業廃棄物の処理状況の報告等)</p> <p>第十八条 産業廃棄物処理業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項について、知事に報告しなければならない。</p> <p>一 産業廃棄物処理業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 当該報告に係る産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可番号及び事業の範囲</p>
<p style="text-align: center;">規 則</p>	<p style="text-align: center;">第二節 産業廃棄物の処理状況等の透明化 (産業廃棄物の処理状況の報告方法等)</p> <p>第十四条 条例第十八条第一項の規定による報告は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における産業廃棄物の処理の状況に関し、次に掲げる区分に応じた報告書により行うものとする。</p> <p>一 産業廃棄物の収集又は運搬の状況 産業廃棄物収集又は運搬状況報告書（第八号様式）</p> <p>二 産業廃棄物の処分の状況 産業廃棄物処分状況報告書（第九号様式）</p>

- 三 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を委託した者の氏名（法人にあつては、その名称）
- 四 処理した産業廃棄物を排出した工場等又は解体作業現場等の所在地
- 五 処理した産業廃棄物の種類及び数量
- 六 その他規則で定める事項
- 2 知事は、前項の規定による報告があつたときは、規則で定めるところにより、当該報告の内容を公表するものとする。
- 3 知事は、産業廃棄物処理業者が第一項の規定による報告をしないときは、当該産業廃棄物処理業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可番号及び事業の範囲について、公表することができる。

- 2 条例第十八条第一項第六号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。
 - 一 産業廃棄物の収集又は運搬の状況
 - イ 産業廃棄物の運搬先の処分業者の氏名（法人にあつてはその名称）及び産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可番号
 - ロ 当該産業廃棄物に係る処分を行う場所の所在地
 - ハ 当該産業廃棄物の処分の方法
 - ニ その他知事が必要と認める事項
 - 二 産業廃棄物の処分の状況
 - イ 事業の用に供する産業廃棄物を処理する施設の状況
 - ロ 収集又は運搬を行った者の氏名（法人にあつてはその名称）及び産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可番号
 - ハ 当該産業廃棄物の処分の方法
 - ニ その他知事が必要と認める事項

条 例	規 則
<p>(行政処分等の公表)</p> <p>第十九条 知事は、法第十二条の六第三項、法第十四条の三(法第十四条の六において準用する場合を含む。)、法第十四条の三の二(法第十四条の六において準用する場合を含む。)、法第十五条の二の七、法第十五条の三、法第十九条の三第二号、法第十九条の五第一項、法第十九条の六第一項又は法第十九条の十第一項の規定による処分をしたときは、当該処分内容及び次に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>一 当該処分を受けた者の住所及び氏名(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二 その他規則で定める事項</p> <p>2 知事は、前項の処分(法第十四条の三(法第十四条の六において準用する場合を含む。)、法第十四条の三の</p>	<p>(報告された処理状況の公表事項等)</p> <p>第十五条 条例第十八条第二項の規定による公表は、情報公開条例第七条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除くものとする。</p> <p>2 前項の公表は、報告者の事務所又は事業場の所在地を所管する三重県環境生活部又は地域防災総合事務所等において、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(一部改正(平成二十四年規則一九号・二五年四二号))</p> <p>(行政処分等の公表)</p> <p>第十六条 条例第十九条第一項第二号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p>

二（法第十四条の六において準用する場合を含む。）及び法第十五条の三の規定によるものを除く。）を受けた者から、当該処分に係る改善措置等の報告があったときは、その旨を公表することができる。

（一部改正（平成二三年条例一七号））

第三章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な管理

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失時の措置等）

第二十条 事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を県内で保管する事業者（以下「保管事業者」という。）は、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物を紛失したときは、直ちに紛失の状況について調査するとともに、紛失したポリ塩化ビフェニル廃棄物を回収する措置を講じなければならぬ。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の事故時の措置等）

第二十一条 保管事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する施設の故障、破損その他の事故が発生し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、速やかに復旧するよう努めなければならない。

2 前項の場合において、保管事業者は、直ちにその事故の状況を知事へ通報しなければならない。

一 当該処分に至った理由

二 当該処分を受けた者が産業廃棄物処理業者である場合にあっては、その許可の内容

第三章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な管理

条 例	規 則
<p>(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失時等の届出等)</p> <p>第二十二條 保管事業者は、前二條の規定に該当するとき は、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失又は事故 の再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、規則 で定めるところにより次に掲げる事項を知事に届け出 なければならぬ。</p> <p>一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失の状況又は事故 時の応急の措置の状況</p> <p>二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失又は事故の再発 防止のための必要な措置</p> <p>三 その他規則で定める事項</p>	<p>(ポリ塩化ビフェニル廃棄物紛失時等の届出等)</p> <p>第十七條 条例第二十二條第一項の規定による届出は、次 の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる 届出書により行うものとする。</p> <p>一 保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失が判明 したとき ポリ塩化ビフェニル廃棄物紛失届出書(第 十号様式)</p> <p>二 保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物の破損、ポリ塩 化ビフェニルの環境への飛散及び流出等の事故が発 生したとき ポリ塩化ビフェニル廃棄物事故届出書 (第十一号様式)</p> <p>2 条例第二十二條第一項第三号の規則で定める事項は、 次に掲げるものとする。</p> <p>一 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏 名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二 紛失又は事故に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物を 保管する事業場の名称及び所在地</p> <p>三 紛失又は事故に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の 種類等</p> <p>四 紛失が判明した日又は事故が発生した日時</p> <p>五 その他知事が必要と認める事項</p>

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出の内容を公表することができる。
- 3 知事は、第一項の規定による届出があったときは、遅滞なく紛失又は事故の発生した場所の所在する市町長に通知しなければならない。

第四章 雑則

(報告及び検査等)

第二十三条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物処理業者、県外排出事業者若しくは保管事業者に対し、産業廃棄物の保管若しくは処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、事業者、産業廃棄物処理業者、県外排出事業者若しくは保管事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第二十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 雑則

(証明書の様式)

第十八条 条例第二十三条第二項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第十二号様式)とする。

<p style="text-align: center;">条 例</p>	<p style="text-align: center;">第五章 罰則</p> <p>第二十五条 第二十二條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第八条第一項の規定による届出をしなかった者</p> <p>二 第十八条第一項の規定による報告について、虚偽の報告をした者</p> <p>三 第二十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>第二十七条 第八条第三項の規定による届出をしなかった者は、科料に処する。</p> <p>第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十五条又は第二十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。</p>
<p style="text-align: center;">規 則</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行前に三重県生活環境の保全に関する条例（平成十三年三重県条例第七号。以下「生活環境保全条例」という。）第八十七条第一項又は第二項の規定によりされた手続その他の行為は、それぞれこの条例第七條第一項又は第二項の規定に基づいてされた手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際現にその事業活動に伴って生じた産業廃棄物を当該産業廃棄物を生じた場所（工場等又は解体作業現場等をいう。）以外の場所（県の区域内に限る。）で保管している事業者についての第八條第一項の規定の適用については、同項中「保管を開始する日」とあるのは「平成二十一年六月三十日」とする。

4 この条例の施行前に生活環境保全条例第八十八條第一項の規定によりされた届出は、この条例第九條第一項本文又は第二項本文の規定によりされた届出とみなし、生活環境保全条例第八十九條の規定によりされた届出は、この条例第十條第一項本文又は第二項本文の規定によりされた届出とみなす。この場合において、この条例第十二條第一項から第三項までの規定は、適用しない。

附 則

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 この規則の施行前に三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成十三年三重県規則第三十九号。以下「生活環境保全条例施行規則」という。）第九十四條第一項の規定によりされた手続その他の行為は、この規則第三條第一項の規定によりされた手続その他の行為とみなし、生活環境保全条例施行規則第九十四條第二項の規定によりされた手続その他の行為は、この規則第三條第二項の規定によりされた手続その他の行為とみなす。
附 則（平成二十四年三月三十日三重県規則第十九号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十九日三重県規則第四十二号抄）
(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

条 例	規 則
<p>5 この条例の施行前に生活環境保全条例第九十条第一項の規定によりされた勧告は、この条例第十一条第一項の規定によりされた勧告とみなし、生活環境保全条例第九十条第二項の規定によりされた手続その他の行為は、この条例第十一条第二項の規定によりされた手続その他の行為とみなす。</p> <p>6 この条例の施行前に生活環境保全条例第九十五条第二項の規定によりされた手続その他の行為は、この条例第十七条の規定によりされた手続その他の行為とみなす。</p> <p>7 第十九条第一項の規定は、この条例の施行前に知事がした処分については適用しない。</p> <p>8 この条例の施行前に生活環境保全条例第四百四条第一項の規定によりされた手続その他の行為（同条例第八十条に規定する届出がなされた県外排出事業者に係るものに限り。）は、この条例第二十三条第一項の規定によりされた手続その他の行為とみなす。</p> <p>附 則（平成二十三年三月二十三日三重県条例第十七号）</p> <p>1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	

第1号様式（第4条関係）

措置内容等報告書

年 月 日

三重県知事 あて

報告者 住所
氏名
法人にあつては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第7条第2項の規定により、措置内容等を次のとおり報告します。

工場等又は解体作業現場等の名称		
工場等又は解体作業現場等の所在地		
委託先処分業者	氏名（法人にあつては名称）	
	処理施設設置場所	
不適正な処分の状況		
講じた措置の内容		
確認年月日及び確認方法		年 月 日

（規格A4版）

備考 「確認年月日及び確認方法」の欄は、当該不適正な処分を確認した日及びその方法を記載してください。

第 2 号様式（第 5 条関係）

産業廃棄物保管場所届出書

年 月 日

三重県知事 あて

届出者 住所
氏名
法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、
産業廃棄物の保管場所について、次のとおり届け出ます。

保管場所の所在地等	所在地	
	面積	m ²
	土地所有者等の氏名 (法人にあっては、名称、代表者の氏名)	
	土地所有者等の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
産業廃棄物の種類及び数量		
産業廃棄物の保管の方法		
保管後の搬出先 (積替え保管の場合に限る。)		
保管場所の使用開始(予定)年月日		年 月 日

(規格 A 4 版)

備考

- 「産業廃棄物の種類及び数量」の欄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法

律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項又は令第 2 条に規定する産業廃棄物の種類及び保管しようとする産業廃棄物の最大の数量を立方メートル又はトンの単位で記載してください。

2 「保管後の搬出先（積替え保管の場合に限る。）」の欄は、保管していた産業廃棄物を処分又は再生する事業者名を記入してください。

3 「保管場所の使用開始（予定）年月日」の欄は、届出時点で想定される保管開始日（予定日で可）を記載してください。

4 次に掲げる書類及び図面を添付してください。

(1) 保管場所の付近の見取図

(2) 保管場所の状況を明らかにする平面図及び立面図

(3) 容器を用い、又は囲いに接して産業廃棄物を保管する場合は、その構造を明らかにする図面

(4) その他知事が必要と認める書類又は図面

第 3 号様式（第 7 条関係）

産業廃棄物保管場所（変更・廃止）届出書

年 月 日

三重県知事 あて

届出者 住所
氏名
法人にあつては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 8 条第 3 項の規定により、届出事項の（変更・廃止）について、次のとおり届け出ます。

保管場所の所在地		
変更内容	変 更 前	変 更 後
(変更・廃止)年月日	年	月 日

(規格 A 4 版)

備考

- 次に掲げる書類及び図面等のうち、変更事項に係るものを添付してください。
 - 保管場所の付近の見取図
 - 保管場所の状況を明らかにする平面図及び立面図
 - 容器を用い、又は囲いに接して産業廃棄物を保管する場合は、その構造を明らかにする図面
 - その他知事が必要と認める書類又は図面
- 廃止の場合は、変更後欄に「廃止」と記入してください。

(表面)

第4号様式(第8条関係)

県外産業廃棄物搬入届出書

年 月 日

三重県知事 へ

届出者 住所
氏名
法人にあつては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第9条第1項本文の規定により、産業廃棄物の搬入について次のとおり届け出ます。

工場等又は解体作業 現場等の名称			
工場等又は解体作業 現場等の所在地			
県内に搬入し 処分しようとする 産業廃棄物	種 類	処 分 数 量 (m ³ 又は t)	処 分 方 法
		計 (契約日以前 1 年間)	()
処 分 期 間	年 月 日 (搬入開始予定) から 年 月 日まで		
産 業 廃 棄 物 の 性 状			
産 業 廃 棄 物 の 発 生 工 程			
産 業 廃 棄 物 の 収 集 ・ 運 搬 業 者	氏 名 又 は 名 称		
	住 所		
	許 可 番 号		

(裏面)

産業廃棄物の処分業者	埋立処分 以外の処分	氏名又は名称	
		住 所	
		許 可 番 号	
		施設の種類、処理 能力及び設置場所	
	埋 立 処 分	氏名又は名称	
		住 所	
		許 可 番 号	
		施設の種類、処理 能力及び設置場所	

(規格 A 4 版)

備考

- 1 「県内に搬入し処分しようとする産業廃棄物」の欄は、法第 2 条第 4 項又は令第 2 条に規定する産業廃棄物の種類ごとに記載してください。
- 2 「処分数量」の欄は、産業廃棄物の委託契約書に記載された産業廃棄物の数量を立方メートル又はトンの単位で記載してください。
また、() 内に、当該委託契約日以前 1 年間に委託した数量の合計を記入してください。
- 3 「処分期間」の欄は、委託契約書に記載された有効期間を記載してください。
- 4 「産業廃棄物の発生工程」の欄は、原材料及び工程で使用される薬品等も含めて記載してください。
- 5 「施設の種類、処理能力及び設置場所」の欄は、処分を委託する産業廃棄物を処理する施設の種類、当該施設の 1 日当たりの処理能力及びその設置場所を記載してください。
- 6 次に掲げる書類及び図面を添付してください。
 - (1) 産業廃棄物の性状を明らかにする書類
 - (2) 排出事業者の事業の概要を記載した書類
 - (3) 産業廃棄物の発生工程の概要図
 - (4) 産業廃棄物処理業者との委託契約書の写し
 - (5) その他知事が必要と認める書類

(表面)

第 5 号様式 (第 10 条関係)

県外指定特別管理産業廃棄物搬入届出書

年 月 日

三重県知事 へ

住所
氏名
届出者 法人にあつては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 9 条第 2 項本文の規定により、指定特別管理産業廃棄物の搬入について次のとおり届け出ます。

工場等又は解体作業 現場等の名称			
工場等又は解体作業 現場等の所在地			
県内に搬入し処分し ようとする指定特別 管理産業廃棄物	種 類	処 分 数 量 (m ³ 又は t)	処 分 方 法
	計 (契約日以前 1 年間)	()	
処 分 期 間	年 月 日 (搬入開始予定) から 年 月 日まで		
指定特別管理産業 廃棄物の性状			
指定特別管理産業 廃棄物の発生工程			
県 内 へ 搬 入 す る 理 由			

(裏面)

指定特別管理産業廃棄物の収集・運搬業者		氏名又は名称	
		住 所	
		許 可 番 号	
の指定特別管理産業廃棄物の処分業者	埋立処 分以外の 処 分	氏名又は名称	
		住 所	
		許 可 番 号	
		施設の種類、処理能力及び設置場所	
	埋立処分	氏名又は名称	
		住 所	
		許 可 番 号	
		施設の種類、処理能力及び設置場所	

(規格 A 4 版)

備考

- 1 「県内に搬入し処分しようとする指定特別管理産業廃棄物」の欄は、令第2条の4第5号に規定する特定有害産業廃棄物の種類ごとに記載してください。
- 2 「処分数量」の欄は、産業廃棄物の委託契約書に記載された産業廃棄物の数量を立方メートル又はトンの単位で記載してください。
また、()内に、当該委託契約日以前1年間に委託した数量の合計を記入してください。
- 3 「処分期間」の欄は、委託契約書に記載された有効期間を記載してください。
- 4 「指定特別管理産業廃棄物の発生工程」の欄は、原材料及び工程で 사용되는薬品等も含めて記載してください。
- 5 「施設の種類、処理能力及び設置場所」の欄は、処分を委託する指定特別管理産業廃棄物进行处理する施設の種類、当該施設の1日当たりの処理能力及びその設置場所を記載してください。
- 6 次に掲げる書類及び図面を添付してください。
 - (1) 指定特別管理産業廃棄物の性状を明らかにする書類
 - (2) 排出事業者の事業の概要を記載した書類
 - (3) 指定特別管理産業廃棄物の発生工程の概要図
 - (4) 産業廃棄物処理業者との委託契約書の写し
 - (5) その他知事が必要と認める書類

第 6 号様式（第 11 条関係）

県外産業廃棄物搬入変更届出書

年 月 日

三重県知事 へ

住所
氏名
届出者 法人にあつては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 10 条第 1 項本文の規定により、届出事項の変更について、次のとおり届け出ます。

工場等又は解体作業 現場等の名称		
工場等又は解体作業 現場等の所在地		
変更 の 内 容	変更前	
	変更後	

(規格 A 4 版)

備考

次に掲げる書類及び図面等のうち、変更事項に係るものを添付してください。

- 1 産業廃棄物の性状を明らかにする書類
- 2 排出事業者の事業の概要を記載した書類
- 3 産業廃棄物の発生工程の概要図
- 4 産業廃棄物処理業者との委託契約書の写し
- 5 その他知事が必要と認める書類

第 7 号様式（第 12 条関係）

県外指定特別管理産業廃棄物搬入変更届出書

年 月 日

三重県知事 あて

届出者 住所
氏名
法人にあつては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 10 条第 2 項本文の規定により、届出事項の変更について、次のとおり届け出ます。

工場等又は解体作業 現場等の名称		
工場等又は解体作業 現場等の所在地		
変更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	

(規格 A 4 版)

備考

次に掲げる書類及び図面等のうち、変更事項に係るものを添付してください。

- 1 指定特別管理産業廃棄物の性状を明らかにする書類
- 2 排出事業者の事業の概要を記載した書類
- 3 指定特別管理産業廃棄物の発生工程の概要図
- 4 産業廃棄物処理業者との委託契約書の写し
- 5 その他知事が必要と認める書類

第 8 号様式（第 14 条関係）

（第 1 面）

産業廃棄物収集又は運搬状況報告書
（産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理実績報告書（ 年度））

年 月 日

三重県知事 あて

報告者 住所
氏名
法人にあつては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 18 条第 1 項の規定によ
り、 年度の処理の実績について、次のとおり報告します。

1 産業廃棄物収集運搬業

許可番号 第 _____ 号
許可年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 特別管理産業廃棄物収集運搬業

許可番号 第 _____ 号
許可年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 処理実績の有無

産業廃棄物	有	無
特別管理産業廃棄物	有	無

（いずれかに○印を記入し、「有」の場合のみ別紙に内容を記入してください。）

備考

- この報告書は、報告する年の前年の 4 月 1 日から報告する年の 3 月 31 日までに処理した（特別管理）産業廃棄物を対象としてください。
- 委託先（処理ルート）ごとに、委託の内容を第 2 面又は第 3 面に記入してください。

(第2面)
産業廃棄物処理実績報告書 (収集運搬業者用)

年度分

氏名又は名称	収集又は運搬を委託した者の氏名等		発生場所		産業廃棄物の種類	氏名又は名称 収集又は運搬した量 (t換算)	再委託・中継保管業者の名称及び許可番号(該当の場合のみ記入)	許可番号				処分方法	処分地コード	処分コード	
	氏名	コード	氏名	発生場所				1	2	3	4				
	所在地コード		廃棄物コード			t	再・保管								
	所在地コード		廃棄物コード			t	再・保管								
	所在地コード		廃棄物コード			t	再・保管								
	所在地コード		廃棄物コード			t	再・保管								
	所在地コード		廃棄物コード			t	再・保管								
	所在地コード		廃棄物コード			t	再・保管								
	所在地コード		廃棄物コード			t	再・保管								
	所在地コード		廃棄物コード			t	再・保管								
	所在地コード		廃棄物コード			t	再・保管								

備考1 コード記入欄には、コード表により該当するコードを記入してください。

備考2 建設工事の場合、収集又は運搬を委託した者の氏名等の「氏名又は名称」欄には、建設工事の元請事業者に係る氏名等を記入してください。

特別管理産業廃棄物処理実績報告書 (収集運搬業者用)
(第3面)

年度分

収集又は運搬を委託した者の氏名等 氏名又は名称		発生場所	特管 コード	特別管理産業廃棄物の 種類	収集又は運搬 した量 (t 換算)	再委託・中継保管業者の 名称及び許可番号 (該当の場 合のみ記入)	氏名又は名称	許可番号				処分地 コード	処分の方 法	処分 コード	
		所在地コード		廃棄物コード	t	再・ 保管									
		所在地コード		廃棄物コード	t	再・ 保管									
		所在地コード		廃棄物コード	t	再・ 保管									
		所在地コード		廃棄物コード	t	再・ 保管									
		所在地コード		廃棄物コード	t	再・ 保管									
		所在地コード		廃棄物コード	t	再・ 保管									
		所在地コード		廃棄物コード	t	再・ 保管									
		所在地コード		廃棄物コード	t	再・ 保管									
		所在地コード		廃棄物コード	t	再・ 保管									
		所在地コード		廃棄物コード	t	再・ 保管									

備考 1 コード記入欄には、コード表により該当するコードを記入してください。

2 建設工事の場合、収集又は運搬を委託した者の氏名等の「氏名又は名称」欄には、建設工事の元請業者に係る氏名等を記入してください。

第 9 号様式（第 14 条関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処分状況報告書

（産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理実績報告書（ 年度））

年 月 日

三重県知事 あて

住所
氏名
報告者 法人にあっては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 18 条第 1 項の規定によ
り、 年度の処理の実績について、次のとおり報告します。

1 産業廃棄物処分業

許可番号 第 号
許可年月日 年 月 日

2 特別管理産業廃棄物処分業

許可番号 第 号
許可年月日 年 月 日

3 処理実績の有無

産 業 廃 棄 物	有	無
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	有	無

（いずれかに○印を記入し、「有」の場合のみ別紙に内容を記入してください。）

備考

- 1 この報告書は、報告する年の前年の 4 月 1 日から報告する年の 3 月 31 日
までに処理した（特別管理）産業廃棄物を対象としてください。
- 2 委託先（処理ルート）ごとに、委託の内容を第 2 面から第 8 面まで、第 10
面、第 11 面又は第 13 面に記入してください。

(第2面)
産業廃棄物処理実績報告書 (中間処分業者用)

年度分

処分を委託した者の氏名等 氏名又は名称		発生場所		産業廃棄物の種類		氏名又は名称 収集運搬業者の名称、住所地の都道府県名及び三重県の許可番号		受託量 (t 換算)		処分量 (t 換算)		処分の方法		許可番号		再委託業者の名称及び許可番号	
														所在地コード	廃棄物コード	所在地コード	廃棄物コード
		所在地コード	廃棄物コード					t	t								
		所在地コード	廃棄物コード					t	t								
		所在地コード	廃棄物コード					t	t								
		所在地コード	廃棄物コード					t	t								
		所在地コード	廃棄物コード					t	t								
		所在地コード	廃棄物コード					t	t								
		所在地コード	廃棄物コード					t	t								
		所在地コード	廃棄物コード					t	t								
		所在地コード	廃棄物コード					t	t								

備考 1 コード記入欄には、コード表により該当するコードを記入してください。
 2 建設工事の場合、処分を委託した者の氏名等の「氏名又は名称」欄には、建設工事の元請業者に係る氏名等を記入してください。
 3 処分を委託した者が自ら運搬する場合、収集運搬業者の名称等の欄は空欄としてください。

産業廃棄物の中間処分の状況
(年度分)

		許可番号	24	
		処分業者 の名称		
施設の所在地				
施設の種類				
処分の方法				
処理した 産業廃棄物	種類			
	年間量 (t)			
稼働日数	月平均	日/月	年間	
			日/年	
稼働時間	平均	時間/日	最大	
			時間/日	
処理後の産業廃棄物処理状況	種類			
	量(t)	(年間)		
	収集又は運搬した者	氏名又は法人名及び所在地		
		許可番号及び許可日		
	処委託者	氏名又は法人名及び所在地		
		許可番号及び許可日		
		処分方法及び処分量		
	製品(処理後物)売却	氏名又は法人名及び所在地		
		利用方法及び売却量		
		売却単価		
備考				

(第4面)
産業廃棄物処理実績報告書（中間処分業者 処理施設稼働実績）

年度分

〔許可番号： 24 〕

産業廃棄物処理施設の種類		処分した産業廃棄物の種類及びコード		年間処理量 (単位：t)		産業廃棄物の種類及びコード		処分の主体(処理委託業者の名称又は自己処分と記入)		委託量又は自己処分量(単位：t)		処分の方法	
許可番号：		産業廃棄物の種類及びコード				産業廃棄物の種類及びコード		許可番号		処分地コード		処分方法コード	
許可日：		廃棄物コード		t		廃棄物コード					t		
施設コード										処分地コード			
許可番号：		産業廃棄物の種類及びコード		t		産業廃棄物の種類及びコード		許可番号		処分地コード		処分方法コード	
許可日：		廃棄物コード				廃棄物コード					t		
施設コード										処分地コード			
許可番号：		産業廃棄物の種類及びコード		t		産業廃棄物の種類及びコード		許可番号		処分地コード		処分方法コード	
許可日：		廃棄物コード				廃棄物コード					t		
施設コード										処分地コード			
許可番号：		産業廃棄物の種類及びコード		t		産業廃棄物の種類及びコード		許可番号		処分地コード		処分方法コード	
許可日：		廃棄物コード				廃棄物コード					t		
施設コード										処分地コード			
許可番号：		産業廃棄物の種類及びコード		t		産業廃棄物の種類及びコード		許可番号		処分地コード		処分方法コード	
許可日：		廃棄物コード				廃棄物コード					t		
施設コード										処分地コード			

備考 1 コード記入欄には、コード表により該当するコードを記入してください。

2 一施設で数種類の廃棄物を処理する場合は廃棄物別に施設名を記入してください。

3 処分後の産業廃棄物の種類が異なる場合や処分後の産業廃棄物の処分の方法が異なる場合は産業廃棄物処理施設別に記入してください。

(第5面)
特別管理産業廃棄物処理実績報告書 (中間処分業者用)

年度分

処分を委託した者の氏名等 氏名又は名称		特管 コード	特別管理産業廃棄物の 種類	氏名又は名称 収集業者の名称、住所地の都道府 県名及び三重県の許 可番号		受 託 量 (t 換算)	処 分 量 (t 換算)	処分の 方法	許可番号		再委託業者の名称 及び許可番号
									処分 コード	処分地 コード	
	発生場所										
	所在地コード		廃棄物コード			t	t				
	所在地コード		廃棄物コード			t	t				
	所在地コード		廃棄物コード			t	t				
	所在地コード		廃棄物コード			t	t				
	所在地コード		廃棄物コード			t	t				
	所在地コード		廃棄物コード			t	t				
	所在地コード		廃棄物コード			t	t				
	所在地コード		廃棄物コード			t	t				
	所在地コード		廃棄物コード			t	t				

- 備考
- 1 コード記入欄には、コード表により該当するコードを記入してください。
 - 2 建設工事の場合、処分を委託した者の氏名等の「氏名又は名称」欄には、建設工事の元請業者に係る氏名等を記入してください。
 - 3 処分を委託した者が自ら運搬する場合、収集運搬業者の名称等の欄は空欄としてください。

特別管理産業廃棄物の中間
処分の状況 (年度分)

許可番号	24
------	----

処分業者 の名称	
-------------	--

施 設 の 所 在 地				
施 設 の 種 類				
処 分 の 方 法				
処 理 し た 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	種 類			
	年 間 量 (t)			
稼 働 日 数	月平均	日/月	年間 日/年	
稼 働 時 間	平均	時間/日	最大 時間/日	
処 理 後 の 産 業 廃 棄 物 処 理 状 況	種 類			
	量 (t) (年 間)			
	収 集 又 は 運 搬 し た 者	氏名又は法人名 及び所在地		
		許 可 番 号 及 び 許 可 日		
	処 委 託 分 者	氏名又は法人名 及び所在地		
		許 可 番 号 及 び 許 可 日		
		処 分 方 法 及 び 処 分 量		
	製 品 (処 理 後 物) 売 却	氏名又は法人名 及び所在地		
		利 用 方 法 及 び 売 却 量		
		売 却 単 価		
備 考				

(第7面) 特別管理産業廃棄物処理実績報告書 (中間処分業者 処理施設稼働実績)

年度分

[許可番号: 24]

産業廃棄物処理施設の種類の種類		処分した特別管理産業廃棄物の種類と年間処理量			処分後の産業廃棄物の処分			処分の方法	
特管コード	特別産業廃棄物の種類及びコード	年間処理量 (単位: t)	特管コード	特別産業廃棄物の種類及びコード	処分主体(処理委託業者の名称又は自己処分と記入)	委託量又は自己処分量 (単位: t)	処分地コード	処分の方法	処分の方法
許可番号:									
許可日:			t	廃棄物コード	許可番号			処分方法	
施設コード:								コード	
許可番号:			t	廃棄物コード	許可番号				
許可日:								処分方法	
施設コード:								コード	
許可番号:			t	廃棄物コード	許可番号				
許可日:								処分方法	
施設コード:								コード	
許可番号:			t	廃棄物コード	許可番号				
許可日:								処分方法	
施設コード:								コード	
許可番号:			t	廃棄物コード	許可番号				
許可日:								処分方法	
施設コード:								コード	
許可番号:			t	廃棄物コード	許可番号				
許可日:								処分方法	
施設コード:								コード	

備考 1 コード記入欄には、コード表により該当するコードを記入してください。

2 一施設で数種類の廃棄物を処理する場合は廃棄物別に施設名を記入してください。

3 処分後の産業廃棄物の種類が異なる場合や処分後の産業廃棄物の処分の方法が異なる場合は産業廃棄物処理施設別に記入してください。

(第8面)
産業廃棄物処理実績報告書 (最終処分業者用)

年度分

処分を委託した者の氏名等 氏名又は名称		発生場所		産業廃棄物の種類		氏名又は名称 収集運搬業者の名称、住所地の都道府県名及び三重県の許可番号		受託量		処分量		処分の方法		処分コード		再委託業者の名称及び番号	
								(t換算)	(t換算)	(t換算)	(t換算)						
		所在地コード		廃棄物コード					t		t						
		所在地コード		廃棄物コード					t		t						
		所在地コード		廃棄物コード					t		t						
		所在地コード		廃棄物コード					t		t						
		所在地コード		廃棄物コード					t		t						
		所在地コード		廃棄物コード					t		t						
		所在地コード		廃棄物コード					t		t						
		所在地コード		廃棄物コード					t		t						
		所在地コード		廃棄物コード					t		t						
		所在地コード		廃棄物コード					t		t						

- 備考
- 1 コード記入欄には、コード表により該当するコードを記入してください。
 - 2 建設工事の場合、処分を委託した者の氏名等の「氏名又は名称」欄には、建設工事の元請事業者に係る氏名等を記入してください。
 - 3 処分を委託した者が自ら運搬する場合、収集運搬業者の名称等の欄は空欄としてください。

(第9面)

産業廃棄物の埋立処分の状況
(年度分)

許可番号 24

処分業者
の名称

埋立処分地の所在地		
埋立処分地の規模等	面積 (m ²)	
	容量 (m ³)	
	型式	安定型 管理型 遮断型
埋立処分した産業廃棄物	種類	
	年間量 (t)	
覆土土量 (t・m ³)		
残存容量 (m ³)		
埋立完了予定日		
備考		

(第10面)
産業廃棄物処理実績報告書 (最終処分業者 処理施設稼働実績)

年度分

[許可番号: 24]

産業廃棄物の種類		処分した産業廃棄物の種類と年間処理量			処分後の産業廃棄物の処分				処分の方法	
		産業廃棄物の種類及びコード	年間処理量 (単位: t)	産業廃棄物の種類及びコード	処分の主体 (処理委託業者の名称又は自己処分と記入)	委託量又は自己処分量 (単位: t)	処分方法	処分コード		
許可番号:										
許可日:										
施設コード:		廃棄物コード	t		許可番号		処分地コード		処分方法	処分コード
許可番号:										
許可日:										
施設コード:		廃棄物コード	t		許可番号		処分地コード		処分方法	処分コード
許可番号:										
許可日:										
施設コード:		廃棄物コード	t		許可番号		処分地コード		処分方法	処分コード
許可番号:										
許可日:										
施設コード:		廃棄物コード	t		許可番号		処分地コード		処分方法	処分コード

最終処分場残余容量	施設名:	許可番号:	施設コード	残余容量 (m ³)	残重量 (t)
最終処分場残余容量	施設名:	許可番号:	施設コード	残余容量 (m ³)	残重量 (t)

- 備考
- 1 コード記入欄には、コード表により該当するコードを記入してください。
 - 2 一施設で数種類の廃棄物を処分する場合は廃棄物別に施設名を記入してください。
 - 3 処分後の産業廃棄物の種類が異なる場合、処分後の産業廃棄物の種類が異なる場合は産業廃棄物処理施設別に記入してください。

(第11面)
特別管理産業廃棄物処理実績報告書 (最終処分業者用)

年度分

処分を委託した者の氏名等 氏名又は名称	発生場所	特管 コード	特別管理産業廃棄物の 種類	収集運搬業者の名称、住所の都道府県名及び三重県の許可番号	受託量 (t換算)	処分量 (t換算)	処分の方法	許可番号					
								処分コード	処分地コード	再委託及び許可番号	24		
	所在地コード		廃棄物コード		t	t							
	所在地コード		廃棄物コード		t	t							
	所在地コード		廃棄物コード		t	t							
	所在地コード		廃棄物コード		t	t							
	所在地コード		廃棄物コード		t	t							
	所在地コード		廃棄物コード		t	t							
	所在地コード		廃棄物コード		t	t							
	所在地コード		廃棄物コード		t	t							
	所在地コード		廃棄物コード		t	t							
	所在地コード		廃棄物コード		t	t							

- 備考 1 コード記入欄には、コード表により該当するコードを記入してください。
 2 建設工事の場合、処分を委託した者の氏名等の「氏名又は名称」欄には、建設工事の元請業者に係る氏名等を記入してください。
 3 処分を委託した者が自ら運搬する場合、収集運搬業者の名称等の欄は空欄としてください。

特別管理産業廃棄物の埋立処分の状況
(年度分)

許可番号

24

処分業者
の名称

埋立処分地の所在地		
埋立処分地の規模等	面積 (m ²)	
	容量 (m ³)	
	型式	安定型 管理型 遮断型
埋立処分した特別管理産業廃棄物	種類	
	年間量 (t)	
覆土土量 (t・m ³)		
残存容量 (m ³)		
埋立完了予定日		
備考		

(第13面)
特別管理産業廃棄物処理実績報告書 (最終処分業者 処理施設稼働実績)

年度分

[許可番号: 24]

産業廃棄物処理施設の種類		処分した特別管理産業廃棄物の種類と年間処理量				処分後の産業廃棄物の処分					
特別管理種類	特別管理コード	特別管理産業廃棄物の種類及びコード	年間処理量 (単位: t)	特別管理種類及びコード	特別管理産業廃棄物の種類及びコード	処分の主体 (処理委託業者の名称又は自己処分)	委託量又は自己処分量 (単位: t)	処分の方法	特別管理種類	特別管理コード	特別管理産業廃棄物の種類及びコード
許可番号:											
許可日:		廃棄物コード	t		廃棄物コード	許可番号		処分方法コード			
施設コード:											
許可番号:											
許可日:		廃棄物コード	t		廃棄物コード	許可番号		処分方法コード			
施設コード:											
許可番号:											
許可日:		廃棄物コード	t		廃棄物コード	許可番号		処分方法コード			
施設コード:											
許可番号:											
許可日:		廃棄物コード	t		廃棄物コード	許可番号		処分方法コード			
施設コード:											
許可番号:											
許可日:		廃棄物コード	t		廃棄物コード	許可番号		処分方法コード			
施設コード:											
最終処分場残余容量	施設名:	施設コード	許可番号:	残余容量 (m ³)	残余重量 (t)						
最終処分場残余容量	施設名:	施設コード	許可番号:	残余容量 (m ³)	残余重量 (t)						

備考 1 コード記入欄には、コード表により該当するコードを記入してください。

2 一施設で数種類の廃棄物を処理する場合は廃棄物別に施設名を記入してください。

3 処分後の産業廃棄物の種類が異なる場合、処分後の産業廃棄物の処分の方法が異なる場合は産業廃棄物処理施設別に記入してください。

第 10 号様式（第 17 条関係）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物紛失届出書

年 月 日

三重県知事 へ

住所
氏名
届出者 法人にあつては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 22 条第 1 項の規定により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失について、次のとおり届け出ます。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類	1	
	2	
	3	
製造業者名（裏面の表より選んでください。）	1	
	2	
	3	
製造番号（確認可能な場合は記入してください。）	1	
	2	
	3	
製造年（確認可能な場合は、西暦で記入してください。）	1	
	2	
	3	
数量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類、製造業者ごとに数量を記入してください。）	1	
	2	
	3	
保管開始年月（西暦）		年 月
紛失判明年月日		年 月 日
紛失の経緯及び紛失原因		
紛失状況の調査の結果及び再発防止策		

（規格 A 4 版）

(下の表から該当する製造業者名(製造当時)の番号等を選んで、製造業者名欄に記入してください。)

01	株式会社愛知電機工作所	10	日新電機株式会社
02	富士電気製造株式会社	11	大阪変圧器株式会社
03	株式会社日立製作所	12	株式会社指月電機製作所
04	北陸電気製造株式会社	13	株式会社高岳製作所
05	マルコン電子株式会社	14	株式会社帝国コンデンサ製作所
	二井蓄電器株式会社	15	株式会社東光電気
	東京電器株式会社	16	東京芝浦電気株式会社
06	松下電器産業株式会社	17	中国電機製造株式会社
07	株式会社明電舎	18	古河電気工業株式会社
08	三菱電機株式会社	19	不 明
09	日本コンデンサ工業株式会社	その他(具体名を記入)	
	株式会社関西二井製作所		

備考

- 紛失したポリ塩化ビフェニル廃棄物が複数ある場合、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類」、「製造業者名」、「製造番号」、「製造年」及び「数量」は、紛失したポリ塩化ビフェニル廃棄物ごとに記入してください。
紛失したポリ塩化ビフェニル廃棄物が4以上ある場合は、「別紙のとおり」として別紙に記入し、添付してください。
- 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類」の欄には、その名称を具体的に記入してください。(例：高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ、柱上トランス、安定器、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油、感圧複写紙(ノーカーボン紙)、ウエス、汚泥。なお、高圧とは、受電電圧が交流で600Vを超えるものをいいます。)
- 「数量」の欄は、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては質量又は体積を、それぞれ単位とともに記入してください。ただし、低圧コンデンサなど、体積が小さいものを容器にまとめて保管している場合であって、台数(個数)を把握することができないときは、質量又は体積を単位とともに記入してください。

第11号様式（第17条関係）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物事故届出書

年 月 日

三重県知事 あて

住所
氏名
届出者 法人にあつては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第22条第1項の規定により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の事故について、次のとおり届け出ます。

事	発 生 日 時	年 月 日 時 分
	発 生 場 所	
故	区 別（○を付けてください）	保管中 運搬中（ただし、収集運搬業者に収集運搬を委託した場合は除く。）
	ポリ塩化ビフェニル 廃 棄 物 の 種 類	
状	事 故 の 概 要	
	事 故 原 因	
等 応 急 状 況 措 置	汚染物の除去の概要	
	汚染物の保管の概要	
再 発 防 止 措 置		

（規格 A 4 版）

備考

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類」の欄には、その名称を具体的に記入してください。（例：高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ、柱上トランス、安定器、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油、感圧複写紙（ノーカーボン紙）、ウエス、汚泥。なお、高圧とは、受電電圧が交流で 600V を超えるものをいいます。）

また、事故に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物が複数ある場合、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類」は事故に係るものすべてについて記入してください。

第 12 号様式 (第 18 条関係)

表

<p>身 分 証 明 書</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>写 真</p> </div> <div style="text-align: left;"> <p>所 属</p> <p>職 氏 名</p> <p>年 月 日 生</p> <p>年 月 日 発 行</p> <p>年 月 日 限 り 有 効</p> </div> </div> <p>上記の者は、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例 第 23 条第 1 項の規定により立入検査を行うものであることを証明し ます。</p> <div style="display: flex; justify-content: flex-end; align-items: center; margin-top: 10px;"> <p>三重県知事</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">印</div> </div>	第	号	<p>5.5 セ ン チ メ ー ト ル</p>
<p>← 9 センチメートル →</p>			

裏

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例 (抜粋)

(報告及び検査等)

第 23 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物処理業者、県外排出事業者若しくは保管事業者に対し、産業廃棄物の保管若しくは処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、事業者、産業廃棄物処理業者、県外排出事業者若しくは保管事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 26 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。

3 第 23 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三重県産業廃棄物処理指導要綱（H25.4.1～）

平成10年6月5日
制定

改正 平成13年5月22日三重県告示第289号 平成16年3月31日
平成18年6月2日 平成21年3月27日

（目的）

第1条 この要綱は、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成20年三重県条例第41号）第16条の規定に基づき、産業廃棄物を処理する施設の設置について、必要な事項を定めることにより、適正な産業廃棄物の処理施設の確保と処理の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- （2） 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- （3） 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- （4） 最終処分場 産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。
- （5） 対象中間処理施設 政令第7条第1号から第13号の2までに規定する産業廃棄物の処理施設及び別表に定めるものをいう。
- （6） その他の中間処理施設 前号以外で産業廃棄物の中間処理を行う施設をいう。
- （7） 積替保管施設 産業廃棄物の積替施設又は保管施設（積替場所又は保管場所を含む。）をいう。
- （8） 産業廃棄物の処理施設 最終処分場、対象中間処理施設及び積替保管施設をいう。
- （9） 処理業者 法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項の許可を受けようとする者及び既に許可を受けている者をいう。
- （10） 排出事業者 自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する事業者をいう。ただし、中間処理業者は除く。
- （11） 設置等 次に掲げる事項をいう。ただし、生活環境及び環境保全の向上を図る上で支障を生ずるおそれがないと知事が認めるものを除く。
 - イ 産業廃棄物の処理施設の設置
 - ロ 産業廃棄物の処理施設の構造又は規模の変更
 - ハ 産業廃棄物の処理施設において取り扱う産業廃棄物の種類の変更
 - ニ 排出事業者が、自ら排出する産業廃棄物を処理処分すること（以下「自家処理」という。）を目的として現に処理施設を有しているか又は使用している場合で、新たにその施設を産業廃棄物処分業の目的で使用すること。

（排出事業者等の責務）

第3条 排出事業者及び処理業者は、産業廃棄物の処理に当たっては、この要綱を遵守しなければならない。

- 2 排出事業者及び処理業者は、産業廃棄物の処理に起因する公害及び災害の発生を防止し、地域住民の健康及び財産に被害を与えないようにしなければならない。
- 3 排出事業者及び処理業者は、地域住民等との合意形成を図り、三重県環境基本条例（平成7年三重県条例第3号）第5条第5項の規定に基づき、市町長等と環境の保全に関する協定を締結するように努めなければならない。
- 4 排出事業者は、産業廃棄物の排出の抑制に努めるとともに、産業廃棄物の減量化、再生利用等を積極的に行うものとする。
- 5 処理業者は、産業廃棄物の処理に当たっては、県内で排出される産業廃棄物の取扱いを

優先するものとする。

(県の責務)

第4条 県は、産業廃棄物の適正な処理を図るため、この要綱に基づき、排出事業者及び処理業者に対して適切な指導及び助言を行うものとする。

(市町の協力)

第5条 市町は、県がこの要綱に基づいて実施する産業廃棄物の適正な処理に関する指導等に協力し、地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めるものとする。

(事前調整)

第6条 処理業者は、産業廃棄物の処理施設の設置等の計画に当たっては、次の各号に掲げる調整を図らなければならない。

(1) 計画地(産業廃棄物の処理施設の用に供する私道を含む。以下同じ。)を管轄する市町長とあらかじめ協議し、当該市町の土地利用に関する計画に適合させるとともに、土地利用に関する条例又は要綱等に基づく手続きをすること。

(2) 計画地を選定する場合には、次の立地に関する基準を遵守すること。

イ 次の区域は、計画地から除外すること。

(イ) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項に規定する特別地域

(ロ) 三重県立自然公園条例(昭和33年三重県条例第2号)第16条第1項に規定する特別地域

(ハ) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号に規定する風致地区

(ニ) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項に規定する特別保護地区

ロ 次の区域は、原則として計画地から除外すること。ただし、各法令に基づく所定の手続きを行った場合は、この限りでない。

(イ) 自然公園法第26条第1項に規定する普通地域

(ロ) 三重県立自然公園条例第33条第1項に規定する普通地域

(ハ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

(ニ) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域

(ホ) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項に規定する保安林

(ヘ) 水道水源保護条例が適用される地域

(ト) 史跡、名勝、天然記念物及び埋蔵文化財等に係る地域

(3) 次の周辺環境への影響について、知事が別に定める環境調査指針に基づく環境調査を実施し、対策を講ずること。ただし、法第15条第3項に規定する生活環境影響調査を実施した場合はこの限りでない。

イ 上水道、簡易水道等の水源への影響

ロ 公共用水域及び地下水への汚濁等による生活環境への影響

ハ 大気汚染、騒音、振動及び悪臭等による生活環境への影響

ニ 搬入搬出車両の通行による交通への影響

(構造基準の遵守)

第7条 最終処分場の設置等を行う場合には、知事が別に定める産業廃棄物の最終処分場の構造に関する基準を遵守すること。(第2条第11号ただし書に該当する事項を行うときを含む。)

(隣接地所有者等の同意)

第8条 処理業者は、産業廃棄物の処理施設の設置等について、次の各号に掲げる者の同意書を得なければならない。ただし、地域の環境等の状況により、知事が必要と認めた場合には、同意書の取得範囲を変更することができる。

(1) 隣接地(計画地の敷地境界からおおむね20メートル以内)の土地所有者及び現に土地所有権を有する者

(2) 次に定める範囲内に居住する者(世帯主)及び事務所、店舗等の代表者又は責任者

の総数の5分の4以上のもの

イ 政令第7条第14号イに規定する場所、同号ロに規定する場所での面積が3,000㎡以上のもの及び同号ハに規定する場所での面積が1,000㎡以上のものにあつては、計画地（ただし、産業廃棄物の処理施設の用に供する私道は除く。ロ、ハ及びニにおいて同じ。）の敷地境界から1,000メートル以内

ロ イの面積に満たない最終処分場にあつては、計画地の敷地境界からおおむね500メートル以内

ハ 対象中間処理施設（ニに該当するものを除く。）及び積替保管施設にあつては、計画地の敷地境界からおおむね100メートル以内

ニ 産業廃棄物の焼却施設にあつては、計画地の敷地境界からおおむね800メートル以内（ただし、1日当たりの処理能力が100トンを超えるものにあつては、おおむね1,000メートル以内とし、別表の第7号に掲げる施設にあつては、おおむね500メートル以内）

(3) 放流水（雨水及び従業員等の生活排水を除く。）がある場合は、放流地点からおおむね1,000メートル以内の河川、水路等の管理者（国及び地方公共団体の長が管理者である場合を除く。）、水利権者（慣行水利権を含む。）及び漁業権者

2 前項の同意書は、当事者間において定めのある場合を除き、第10条第1項の産業廃棄物処理事業計画書の提出日からさかのぼって2年以内に取得したものでなければならない。（同意取得手続き）

第9条 処理業者は、前条第1項の同意書を取得するに先立ち、事業の内容を同項各号に規定する者（以下「隣接地所有者等」という。）に周知しなければならない。この場合において、事前に事業計画周知計画書を計画地を管轄する地域防災総合事務所長又は地域活性化局長（以下「地域防災総合事務所長等」という。）に提出するものとする。

2 処理業者は、隣接地所有者等への周知を実施した後は、速やかに実施結果報告書を地域防災総合事務所長等に提出しなければならない。この場合において、地域防災総合事務所長等への周知が十分でないとき認めるときは、処理業者に対し再度の実施を求めることができる。

3 処理業者は、同意書を取得するに際しては、事前に、使用する同意書の様式を地域防災総合事務所長等に提出し、確認を受けなければならない。この場合において、地域防災総合事務所長等の確認を受けないで行った同意の取得は無効とする。

4 前項の同意書は、往復はがきを使用することとし、次に定める事項を記載しなければならない。

(1) 処理業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び所在地）

(2) 産業廃棄物の処理施設の種類及び処理能力

(3) 産業廃棄物の処理施設の設置場所

(4) 処理する産業廃棄物の種類

(5) 環境保全上講ずる措置

(6) その他必要な事項

（設置等に係る事前協議）

第10条 処理業者は、産業廃棄物の処理施設の設置等を行うときは、法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可申請を行うのに先立ち、第6条から前条までの事前調整を行った後に、産業廃棄物処理事業計画書（以下「事業計画書」という。）を地域防災総合事務所長等に提出し、事前協議を行わなければならない。

2 処理業者は、その他の中間処理施設の設置若しくはその構造若しくは規模の変更又は第2条第11号イからハマまでに掲げる事項（同号ただし書に該当するものに限る。）を行うときは、前項に規定する許可申請を要するものにあつては申請に先立ち、許可申請を要しないものにあつては工事着工に先立ち、事業計画書を地域防災総合事務所長等に提出し、事前協議を行わなければならない。

3 前2項の事業計画書の内容に変更があつたときは、新たに事業計画書を作成し、提出しなければならない。

(計画地の用地取得)

第11条 処理業者は、計画地の用地取得について、前条第1項又は第2項の事業計画書を地域防災総合事務所長等に提出するまでに、所有権その他土地の使用権原を取得しなければならない。ただし、計画地に存する公共用地については、各法令に基づく払下げの申請をしていること。

(事前協議会)

第12条 地域防災総合事務所長等は、事業計画書を受領したときは、三重県環境生活部廃棄物・リサイクル課長、当該事業計画に関連があると考えられる関係法令その他を所掌している行政機関の長、当該計画地を管轄する市町長及び隣接市町(計画地の敷地境界からおおむね1,000メートル以内に存する市町)の長(以下これらを「関係機関」という。)の出席を求め、事前協議会を開催するものとする。

2 地域防災総合事務所長等は、前項の事前協議会において、次の各号に掲げる事項を実施できるものとする。

(1) 処理業者を出席させ、関係機関と合同で現地調査を実施すること。

(2) 処理業者を出席させ、事業計画その他の事項について説明を求めるとともに、必要な指導等を行うこと。

(指示事項の通知)

第13条 地域防災総合事務所長等は、前条第1項の事前協議会における関係機関の意見を集約し、指示事項として処理業者に通知するとともに、その写しを関係機関に送付するものとする。

(関係機関との協議及び調整)

第14条 処理業者は、前条の指示事項の通知を受けたときは、関係機関との協議及び調整を自らの責任において行うものとする。

2 処理業者は、指示事項を充足したときは、指示事項協議調整済報告書を地域防災総合事務所長等に提出するものとする。この場合において、地域防災総合事務所長等は関係機関に照会してその内容を確認し、協議及び調整が終了していないと認めるときは、処理業者に対して再度の協議及び調整を行うよう指示するものとする。

3 処理業者は、指示事項を充足できないときは、事業計画書の取下げを行うものとする。この場合において、地域防災総合事務所長等は、その旨を関係機関に通知するものとする。

4 地域防災総合事務所長等は、前条に規定する指示事項の通知をした日から2年を経過した後において、協議及び調整が終了していない場合は、必要に応じ処理業者に対して経過等について報告又は説明を求めるとともに、関係機関の意見を聴き、当該事業計画の廃止を勧告できるものとする。

(事前協議終了の通知)

第15条 地域防災総合事務所長等は、前条第2項により協議及び調整が終了したと認めるときは、処理業者及び関係機関に事前協議終了の通知をするものとする。

(事前協議結果の有効期限)

第16条 地域防災総合事務所長等は、前条による事前協議終了の通知をした日から2年を経過した後において、法の規定による諸手続がなされていない場合は、必要に応じ処理業者に対して経過等について報告又は説明を求めるとともに、関係機関の意見を聴き、事前協議結果を無効にできるものとする。この場合において、地域防災総合事務所長等はその旨を処理業者及び関係機関に通知するものとする。

(施設設置等の許可申請)

第17条 処理業者のうち、法第15条第1項又は第15条の2の6第1項に規定する許可の申請を要する者は、第15条の事前協議終了の通知を受けた後に、当該許可申請を行うものとする。

2 処理業者のうち、前項の許可を要しない者は、第15条の事前協議終了の通知を受けた後に、産業廃棄物の処理施設等の工事に着手するものとする。

(施設検査申請)

第18条 処理業者は、産業廃棄物の処理施設等の工事が完成したときは、法第15条の2第5

項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）に規定する知事の検査を要しないものについては、省令第12条の4第1項に準じて使用前の検査申請書を知事に提出するものとする。

（施設完成確認検査）

第19条 地域防災総合事務所長等は、前条の規定による産業廃棄物の処理施設等に係る使用前の検査申請書を受領したときは、施設完成確認検査を行うものとし、適正と認められる場合は、処理業者に通知するものとする。

（処理業の許可申請）

第20条 処理業者のうち、法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項の許可申請を行おうとする者は、前条の通知を受けた後に、当該申請を行うものとする。

（維持管理に関する基準の遵守）

第21条 排出事業者及び処理業者は、産業廃棄物の処理施設の維持管理に当たっては、法令に基づく維持管理の技術上の基準のほか、最終処分場にあつては、知事が別に定める産業廃棄物の最終処分場の維持管理に関する基準を遵守しなければならない。

（事故時の措置）

第22条 処理業者は、産業廃棄物の処理施設その他関連施設について、故障、破損その他の理由により事故が生じたときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、環境保全及び災害防止上支障が生ずるおそれがあると認められるときは、速やかに知事及び関係市町長にその状況を報告するものとする。

2 前項の場合において、知事が処理業者に対し事故の拡大又は再発の防止のために、当該産業廃棄物の処理施設の操業の停止その他必要な措置を指示したときは、処理業者はこれに従わなければならない。

（埋立処分終了届出）

第23条 処理業者は、最終処分場における産業廃棄物の埋立処分が終了したときは、法第15条第1項又は第15条の2の6第1項に規定する知事の許可を要しないものについては、省令第12条の11に準じて埋立処分終了の日から30日以内に、埋立処分終了の届出書を知事に提出するものとする。

（廃止、休止又は再開）

第24条 処理業者は、産業廃棄物の処理施設の使用の一部若しくは全部の廃止、休止又は再開をするときは、法第15条第1項又は第15条の2の6第1項に規定する知事の許可を要しないものについては、省令第12条の10の2に準じて軽微な変更等の届出書を知事に提出するものとする。

2 処理業者は、最終処分場の廃止に当たっては、あらかじめ知事と協議するものとする。

（適用除外）

第25条 次の各号に該当する施設等については、第6条から第16条までの規定は適用しないものとする。

- (1) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第3条第1項の規定による許可又は同条第2項の規定による届出を要する中間処理施設
- (2) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車に搭載され、又はけん引される等自ら移動する施設
- (3) 現に実施している事業の主たる内容が産業廃棄物の処理以外のものであつて、燃料原料等として使用し、又は使用しようとする物が産業廃棄物に該当するため、産業廃棄物処理業の許可を要する場合
- (4) 資源循環型産業廃棄物処理施設として知事が認める施設
- (5) 国、地方公共団体、広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）第3条に規定する広域臨海環境整備センター、法第15条の5第1項に規定する廃棄物処理センター及び知事が認める特殊法人が設置する施設、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）の規定により設置される施設並びに公共事業により既設の産業廃棄物処理施設に変更等が生じた場合で知事が認める施設

(6) 市町が県と同様の要綱等を定めており、それに基づく事前協議等が終了している場合であって、知事が認めるとき。

(7) その他環境保全上支障がないと知事が認める場合
(委任)

第26条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、公表の日から施行する。

2 三重県産業廃棄物処理指導要綱（平成9年1月20日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

3 この要綱の施行の際現に旧要綱第10条第1項又は第2項の規定により事業計画書が提出されているものについては、旧要綱の規定を適用する。

附 則（平成13年5月22日三重県告示第289号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成16年3月31日）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月2日）

1 この要綱は、公表の日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の三重県産業廃棄物処理指導要綱の規定に基づいて提出されている計画書その他の書類は、改正後の三重県産業廃棄物処理指導要綱の規定に基づいて提出された計画書その他の書類とみなす。

附 則（平成21年3月27日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1	汚泥又は木くずの発酵施設
2	動植物性残さの脱水施設及び乾燥施設（天日乾燥を含む。）
3	動物のふん尿の脱水施設及び乾燥施設（天日乾燥を含む。）
4	木くず、ガラスくず及び陶磁器くず又は建設廃材の破碎施設（政令第7条第8号の2に規定する産業廃棄物の処理施設を除く。）
5	政令第7条第1号から第13号の2までに規定する産業廃棄物の処理施設及び1から4までの施設を前処理施設として含む産業廃棄物処理施設
6	金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）に定める金属等であって、判定基準を超えるものの処理施設
7	産業廃棄物の焼却施設で1時間当たりの処理能力が200キログラム未満であり、かつ、火格子面積が2平方メートル未満であるもの（ただし、政令第7条第3号、第5号及び第8号に掲げる施設にあっては、その処理能力に満たないもの。）
8	その他知事が必要と認めたもの

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例施行状況(平成25～29年度)

参考資料 4

条文	内容	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
第8条第1項	保管場所届出件数	9	5	4	3	3
第8条第3項	保管場所変更届出件数	0	0	0	0	0
	保管場所廃止届出件数	9	4	2	3	9
第9条第1項	県内搬入届出件数	703	663	710	620	653
第9条第2項	県内搬入届出件数(指定特管産廃)	9	17	10	11	12
第10条第1項	県内搬入変更届出件数	62	81	107	92	109
第10条第2項	県内搬入変更届出件数(指定特管産廃)	0	0	2	1	1
第11条第1項	県内搬入届出に係る措置勧告件数	0	0	0	0	0
第11条第2項	勧告に従わない場合の公表件数	0	0	0	0	0
第11条第3項	県内搬入未届出に対する公表件数	0	0	0	0	0
第12条第3項	処理状況報告徴收件数(指定特管産廃)	0	0	0	0	0
第12条第6項	処理状況未報告に対する公表件数(指定特管産廃)	0	0	0	0	0
第16条	要綱手続き件数※(当該年度に手続きを開始)	26	25	25	22	23
	うち、同意手続き及び事前協議実施	6	4	3	8	5
	うち、事前協議のみ実施	13	7	9	7	7
	うち、同意手続き及び事前協議適用除外	7	14	13	7	11
第18条第1項	処理状況報告件数	4063	4181	4342	4419	4619
第18条第3項	処理状況報告未報告に対する公表件数	316	394	429	385	300
第19条第1項	行政処分公表件数※	15	11	12	22	19
第19条第2項	改善措置等報告公表件数	0	0	0	0	0
第22条第1項	PCB廃棄物紛失等届出件数	2	2	2	1	0
第22条第2項	PCB廃棄物紛失等届出内容公表件数	2	1	2	0	0

※第16条の件数は、合意形成を図るための手続きを要綱で定めているため、要綱で定める主な手続きの件数を集計している。

※第19条第1項の公表件数は、複数の行政処分を一括で公表している場合があるので、行政処分件数とは一致しない(例:同一法人の処分業と収集運搬業の許可取消に係る公表など)。

三重県の産業廃棄物の処理状況

図1 優良認定件数の推移

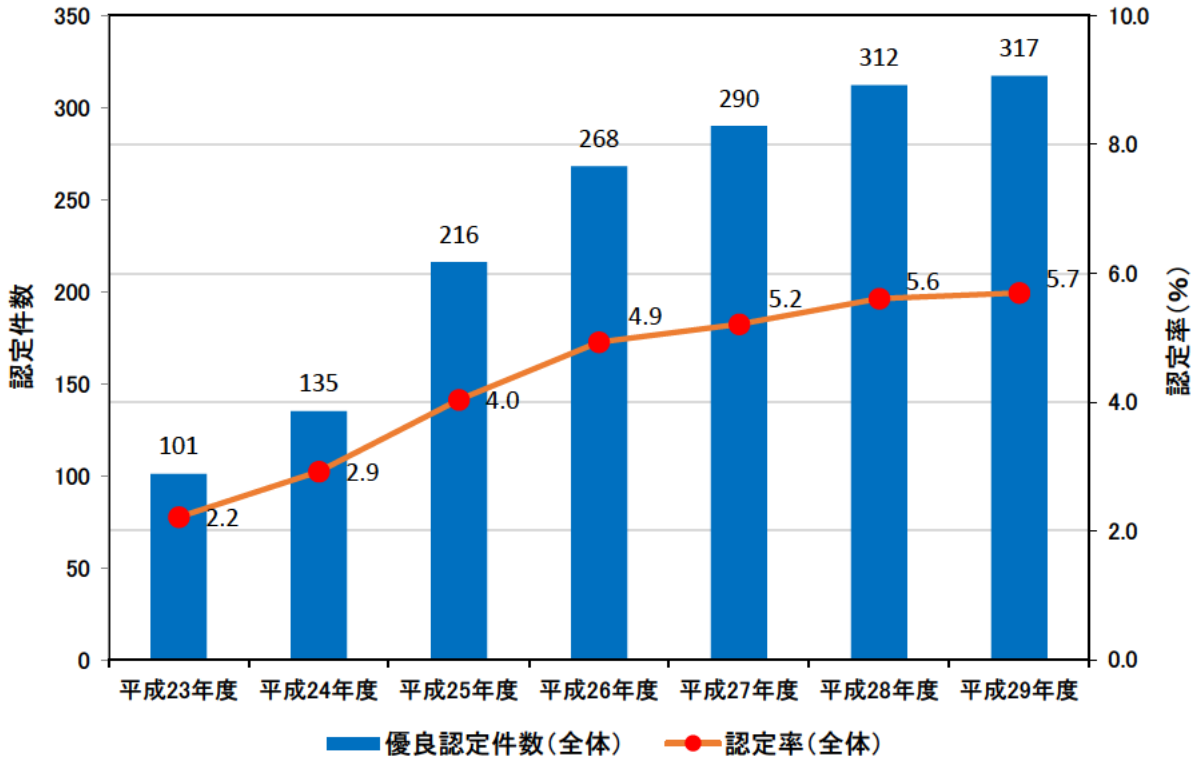
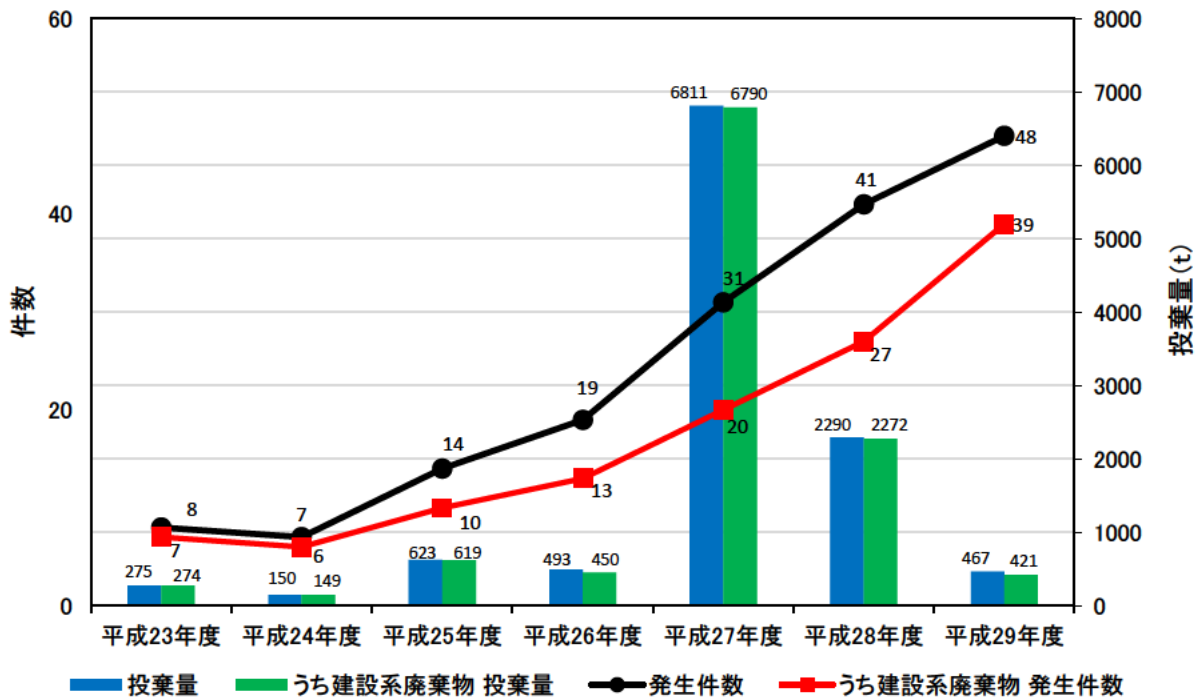


図2 不法投棄事案の推移



三重県内の産業廃棄物不適正処理現場写真



建設系廃棄物の不法投棄



投棄が拡大(拡大量:約20m³)



更なる拡大を防止するため、土地所有者に囲いの設置を依頼
囲い設置以降、新たな投棄は確認されていない

産業廃棄物を排出する事業者の方へ

優良産廃処理業者
認定制度を活用して、
適正処理を
進めましょう



優良産廃処理業者認定制度とは？

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、
都道府県・政令市が審査して認定する制度です。

認定された産廃処理業者は、遵法性や事業の透明性が高く、財務内容も安定しています。
優良産廃処理業者認定制度を活用して、産業廃棄物の適正処理を進めましょう。

環境省

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 編集

 環境省動画チャンネル
Ministry of the Environment

インターネットで
関連動画を公開中!

優良認定業者の特長は？

都道府県・政令市から「優良認定業者」として認定された産廃処理業者は、通常の許可基準よりも厳しい以下の基準をクリアしています。

1

実績と遵法性

5年以上の産業廃棄物処理業を営んでいる実績があります。また、廃棄物処理法に違反して改善命令等の不利益処分を受けたことがなく、遵法性の高い産廃処理業者と言えます。

2

事業の透明性

会社情報、取得している許可の内容、産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況など、産業廃棄物の処理に関係の深い情報をインターネットで広く公表しており、事業の透明性が確保されています。

5

財務体質の健全性

通常の産廃処理業者に比べ健全な財務体質を有し、安定的に事業を行っています。

3

環境配慮の取組

ISO14001やエコアクション21等の認証を取得しており、環境に配慮して事業を行っています。

4

電子マニフェスト

事務処理の効率化、法令遵守、透明性の確保等、メリットの多い電子マニフェストが利用できます。



※ 詳しい基準の内容は、環境省産業廃棄物課の解説を、インターネットからダウンロードしてご覧ください。

<http://www.sanpainet.or.jp>

なぜ優良認定業者へ処理委託しなければならないの？

あなたにもひょっとして・・・。

- ▶ 事業者には、自らの産業廃棄物を適正に処理する責任があり、この責任は、**産廃処理業者に処理を委託しても免じられるものではありません。**
- ▶ したがって、処理委託後も最終処分が終了するまで、産業廃棄物の適正処理の確保のための措置を講じなければならず、**この注意義務が果たされていない場合、行政により産業廃棄物の撤去命令を受ける可能性があります。** そうなれば、**多額の撤去費用を負担**することになったり、**社会的信用の失墜**につながりかねません。現に、産業廃棄物の撤去を命じられ、多額の撤去費用を負担した事業者の方もいらっしゃいます。このようなことは、事業者にとって、**決して他人事では済まない**のです。

産業廃棄物の処理に関するコンプライアンスの確保

- ▶ したがって、委託先の産廃処理業者を**処理料金の安さだけで安易に選定せず、その産廃処理業者が信頼に値するかどうかを、自身の責任で見極める必要**があります。
- ▶ 優良認定業者は、遵法性や事業の透明性が高く、**信頼できる産廃処理業者**であるといえます。
- ▶ また、優良認定業者が本制度に基づいて公表している、産業廃棄物処理状況や施設処理能力等の情報を十分に比較・吟味した上で、委託先を選定した場合、上記の**注意義務が果たされていることを示す一つの要素**として考慮されます。

産業廃棄物の処理委託の状況をアピール

- ▶ 産業廃棄物の処理を産廃処理業者に委託する際に、積極的に優良認定業者を選択していることは、**環境に配慮した事業活動を行っていることのアピールポイント**になります。
- ▶ 平成22年の廃棄物処理法改正により、多量に産業廃棄物を排出する事業者の産業廃棄物処理計画・その実施状況報告書において、優良認定業者への処理委託量を記載することになりました。計画・報告書は公表されることから、**優良認定業者への委託を積極的に行う**ことで、環境に配慮した事業活動を行っていることをアピールできます。



優良認定業者の情報をどうやって入手するの？

優良認定業者の情報は、産廃情報ネットで入手できます（下記問合せ先参照）。
許可自治体、産業廃棄物種類などを条件に優良認定業者を検索することもできます。



カチッ！
トップページの
「優良さんばいナビ」
「さんばいくん」
をクリック

また、産廃情報ネットを利用すると、処理委託先の産廃処理業者の許可内容や、産業廃棄物処理状況などの情報を、自動メールサービスで簡単に入手できます。さらに、求める条件に合致した産廃処理業者の情報も、自動メールサービスで簡単に入手できます。

排出事業者向け
メール/情報管理



問合せ先

マニュアルや
優良認定業者について

産廃情報ネット (<http://www.sanpainet.or.jp/>)

優良産廃処理業者認定制度
およびその審査について

都道府県・政令市の産業廃棄物部局

優良認定業者の検索および
産廃情報ネットについて

(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団 (TEL03-3526-0155)
優良化事業推進チーム



産廃処理業者 認定制度



認定を受ける メリットは？

- ① 許可の有効期間が7年間に延長
(通常は5年間)!
- ② 許可証などにより排出事業者へ
PRが可能!
- ③ 許可申請時の添付書類を
一部省略可能!

そのほかにも様々なメリットがあります!
詳しくは産廃情報ネット
(<http://www.sanpainet.or.jp>)を
ご覧ください

優良産廃処理業者認定制度とは？

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、
都道府県・政令市が審査して認定する制度です。

認定された産廃処理業者は、通常よりも長い7年間、産廃処理業の許可が有効となるほか、
排出事業者に対して自身が優良な産廃処理業者であることを
アピールできるなど、多くのメリットがあります。

環境省

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 編集



環境省動画チャンネル
Ministry of the Environment

インターネットで
関連動画を公開中!

優良認定業者として認定されるための基準は？

優良認定業者として認定されるためには、以下の基準すべてに適合している必要があります。

1 実績と遵法性

5年以上産廃処理業を営んでいる実績があり、廃棄物処理法に基づく改善命令等の不利益処分を受けていないことです。

2 事業の透明性

取得した許可の内容や産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況など、一定の情報について、インターネットにより一定期間以上公表していることです。

5 財務体質の健全性

直前3事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であることや、法人税等を滞納していないことなど、財務体質が健全であることです。

3 環境配慮の取組

ISO14001やエコアクション21等の認証を取得しており、環境に配慮して事業を行っていることです。

4 電子マニフェスト

電子マニフェストシステム（JWNET）に加入しており、電子マニフェストが利用できることです。

※ 各基準の詳しい内容は、環境省産業廃棄物課のマニュアルを、インターネットからダウンロードしてご覧ください。（下記問合せ先参照）

優良認定業者として認定を受けるにはどうすればいいの？

- ▶ 現在受けている許可の更新の申請の時にあわせて申請します。また、平成23年4月1日以降に一度だけ優良認定を伴わない許可更新をした方は、その許可更新後に前倒して優良認定を伴う許可更新の申請をすることができます。
- ▶ 申請先は、現在の許可を受けた都道府県・政令市です。
- ▶ 申請時には、上記基準に適合していることを都道府県等が確認するための必要書類を提出する必要があります。
※ 詳細は環境省産業廃棄物課のマニュアルをご覧ください。（下記問合せ先参照）
- ▶ 優良認定業者として認定されると、優良マークの付いた許可証が交付されます。



問合せ先

マニュアルや
優良認定業者について

産廃情報ネット (<http://www.sanpainet.or.jp/>)

優良産廃処理業者認定制度
およびその審査について

都道府県・政令市の産業廃棄物部局

優良認定業者の検索および
産廃情報ネットについて

(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団 (TEL03-3526-0155)
優良化事業推進チーム

環廃対発第110204005号
環廃産発第110204002号
平成23年2月4日

都道府県・政令市廃棄物主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等
の施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号。以下「改正法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第248号。以下「改正令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成23年環境省令第1号。以下「改正規則」という。）の施行については、平成23年2月4日付け環廃対第110204004号・環廃産第110204001号により大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長から通知されたところであるが、なお下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管下市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 土地所有者等に係る通報努力義務の創設（改正法による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第5条第2項）

土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければならないこと。

「廃棄物と認められるもの」とは、土地の所有者又は占有者が廃棄物と認めるものをいうが、当該廃棄物と認められるものについて通報を受けた都道府県知事又は市町村長が確認した結果、廃棄物ではないことが明らかとなったものについては、法の規制の対象とはならないこと。

第二 廃棄物処理業等の許可における欠格要件の見直し

1 欠格要件の連鎖

これまでは、役員 a 及び役員 b がその役員を務める法人 A があり、役員 b が法人 B の役員を兼務している場合において、役員 a が欠格要件に該当した場合、法人 A は欠格要件に該当して許可が取り消されることとなり、さらに法人 A の役員 b 及び役員 b がその役員を兼務する法人 B も欠格要件に該当して許可を取り消され、同様の事由で当該法人 B の役員が役員を兼務する他の法人についても許可の取消しが連鎖することとなっていたこと。

今般の改正により、許可取消処分を受けた法人 A の役員を兼務する役員 b がその役員を務めていることにより法人 B の許可が取り消される場合は、廃棄物処理法上の悪質性が重大な許可取消原因に該当する場合に限定されたが、悪質性が重大な許可取消原因に該当する場合とは、具体的には、法第 7 条の 4 第 1 項（第 4 号を除く。）若しくは第 2 項若しくは第 14 条の 3 の 2 第 1 項（第 4 号を除く。）若しくは第 2 項（これらの規定を法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消された場合又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消された場合であること（法第 7 条第 5 項及び第 7 条の 4 第 1 項等）。

2 経過措置

- ① 平成 23 年 3 月 31 日までにした廃棄物処理業等の許可の申請であって、平成 23 年 4 月 1 日において許可又は不許可の処分がされていないものの処分については、従前の規定を適用することとしたため、当該申請に係る許可又は不許可の処分の際には、これまでの欠格要件を適用すること（改正法附則第 2 条）。
- ② 平成 23 年 4 月 1 日において現に廃棄物処理業等の許可を受けていた者については、当該者が平成 23 年 3 月 31 日までに欠格要件に該当していた場合には、これまでの欠格要件及び許可取消しの規定を適用すること（改正法附則第 3 条第 1 項）。

第三 廃棄物処理施設の定期検査制度の創設

1 対象となる廃棄物処理施設

定期検査の対象となる廃棄物処理施設は、次のとおりであること。

- ① 一般廃棄物の焼却施設（市町村の設置に係る焼却施設を除く。）
- ② 一般廃棄物の最終処分場（市町村の設置に係る最終処分場を除く。）
- ③ 産業廃棄物の焼却施設
- ④ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設
- ⑤ 廃ポリ塩化ビフェニル等若しくはポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設又はポリ塩化ビフェニル汚染物若しくはポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設若しくは分離施設
- ⑥ 産業廃棄物の最終処分場

また、当該廃棄物処理施設には、休止中の廃棄物処理施設及び埋立処分が終了した廃棄物の最終処分場が含まれること。

2 定期検査事項

定期検査は、一般廃棄物処理施設にあつては法第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する技術上の基準に適合しているかどうかについて行い、産業廃棄物処理施設にあつては法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する技術上の基準に適合しているかどうかについて行うものであること（法第 8 条の 2 の 2 第 2 項及び第 15 条の 2 の 2 第 2 項）。

3 定期検査の頻度

定期検査は、施設の使用前検査（変更の許可に係るものを含む。）を受けた日又は直近において行われた定期検査を受けた日のうちいずれか遅い日から5年3月以内ごとに受けなければならないこととしたこと（改正規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第4条の4の3及び第12条の5の3）。

4 定期検査の申請

定期検査を受けようとする者は、あらかじめ、申請書を都道府県知事に提出しなければならないこととしたこと（規則第4条の4の2及び第12条の5の2）。定期検査を受けるべき期限（以下「受検期限」という。）の前に十分な時間的余裕をもって申請を行うよう指導し、受検期限の前に計画的に定期検査を行えるよう検査日程を決定されたいこと。

申請するよう繰り返し指導したにもかかわらず申請をせず、受検期限内に定期検査を受ける見込みがない者については、当該設置者は定期検査を拒み、妨げ、または忌避した者に該当し、30万円以下の罰金に処せられること（法第30条第3号）。

また、受検期限内に定期検査を受検しない場合には、違反行為をしたときに該当することから、必要に応じ、法第9条の2第1項第3号等の規定に基づき、当該廃棄物処理施設に係る使用停止命令や許可取消し等の行政処分を行うことが適当であること。

5 定期検査の実施及び結果の通知

定期検査の受検期限を超えない範囲で、検査実施日を決め、定期検査を受けようとする者に当該日を通知した上で、実際に検査を行うとともに、検査に当たっては、廃棄物処理施設の設置の許可の際に当該者から提出された書類、図面等（変更の許可を受けた場合にあつては、変更後のもの）と実際の廃棄物処理施設の構造に相違がないかを確認するとともに、技術管理者等当該施設について十分な知識を有する者の立会い及び説明を求めるなどして、当該施設が技術上の基準に適合したものであることを確認すること。

また、都道府県知事は、定期検査を行ったときは、その結果を通知する書面を交付することとしたこと（規則第4条の4の4及び第12条の5の4）。なお、産業廃棄物処理施設に係る定期検査を行ったときは、当該書面は、規則様式によること。

定期検査の結果、廃棄物処理施設が法第8条の2第1項第1号又は第15条の2第1項第1号に規定する技術上の基準に適合していないことが明らかとなった場合、必要に応じ、法第9条の2第1項等に基づく改善命令の発出等を行い、当該施設が技術上の基準に適合するものとなるよう適切に指導されたいこと。

なお、廃棄物処理施設が技術上の基準に適合していない場合であっても、定期検査の結果を通知する書面は交付する必要があるため、当該施設の設置者は、法第8条の2の2第1項又は法第15条の2の2第1項の規定による受検義務を果たしたものであること。

6 経過措置

平成23年4月1日時点において現に定期検査の対象となる廃棄物処理施設の設置の許可を受けている者について、3の検査頻度を適用すると、同日に法の規定に違反していることとなってしまふことから、当該許可を受けた時期に応じ、改正法の施行後初めて受ける定期検査の受検期限に関する経過措置を設けたこと。具体的には、

- ① 平成5年3月31日以前に許可を受けた者にあつては平成24年3月31日までに、
- ② 平成5年4月1日から平成8年3月31日までの間に許可を受けた者にあつては平成25年3月31日までに、
- ③ 平成8年4月1日から平成10年3月31日までの間に許可を受けた者にあつては平成26年3月31日までに、
- ④ 平成10年4月1日から平成15年3月31日までの間に許可を受けた者にあつては平成27年3月31日までに、
- ⑤ 平成15年4月1日から平成23年3月31日までの間に許可を受けた者にあつては平成28年3月31日までに、

当該施設について、定期検査を受けなければならないこと。ただし、上記期間内に、当該施設の変更の許可に係る使用前検査を受けたときは、当該使用前検査を受けた日を起算日として5年3月以内に、次回の定期検査を受ければよいこととしたこと（改正規則附則第2条）。

なお、過去の法令改正により、廃棄物処理施設の設置の許可を受けたものとみなされた者が改正法の施行後初めて受ける定期検査の受検期限については、許可を受けたものとみなされた年月日に応じて判断することに留意されたいこと。

7 その他

1から6までに掲げる事項のほか、定期検査の検査内容については、別途マニュアルを作成することとしているので、参照されたいこと。

第四 廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公開

1 対象となる廃棄物処理施設

維持管理に関する情報の公開の対象となる廃棄物処理施設は、次のとおりであること。

- ① 一般廃棄物の焼却施設
- ② 一般廃棄物の最終処分場
- ③ 産業廃棄物の焼却施設
- ④ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設
- ⑤ 廃ポリ塩化ビフェニル等若しくはポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設又はポリ塩化ビフェニル汚染物若しくはポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設若しくは分離施設
- ⑥ 産業廃棄物の最終処分場

2 維持管理に関する情報の公表

1に掲げる廃棄物処理施設の設置者又は管理者が公表しなければならない維持管理に関する情報は、法第8条の4等の規定により記録し、備え置かなければならないこととされている事項と同様の事項とし、当該事項の結果の得られた日等の属する月の翌月の末日までに公表し、当該日から3年を経過する日まで公表することとしたこと。

と（規則第4条の5の2、第4条の5の3等）。

公表方法については、インターネットその他の適切な方法により公表することとされており、幅広い関係者が当該情報にアクセスできるようにするという観点からは、原則としてインターネットを利用する方法が望ましいこと。ただし、連続測定を要する維持管理情報について、インターネットでの公表が困難な場合に、求めに応じてCD-ROMを配布することや、紙媒体での記録を事業場で閲覧させることなどについては、「その他の適切な方法」による公表に該当するものであること。

3 経過措置

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第85号）による改正前の法第8条第1項等の許可又は届出に係る廃棄物処理施設については、当該施設の維持管理に関する計画の策定が義務付けられていなかったことから、これらの施設については、変更の許可を受け、又は届出をするまでの間は、維持管理に関する情報を公表する改正規定のうち、維持管理に関する計画を公表する部分については適用しないこととしたこと（改正法附則第4条）。

第五 最終処分場の適正な維持管理の確保

1 維持管理積立金の積立て義務違反への措置

廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者が維持管理積立金を積み立てていないときは、都道府県知事は当該者の廃棄物処理施設の設置の許可を取り消すことができることとされたが、当該規定は、維持管理積立金の積立て義務の着実な履行を担保するために設けたものであり、必ずしも当該義務を履行していない最終処分場の設置者の許可を取り消さなければならないものではないこと。

2 許可の取消しに伴う措置

廃棄物の最終処分場の設置の許可が取り消されたときは、当該許可を取り消された者又はその承継人（以下「旧設置者等」という。）は、法第9条の2の3第2項又は第15条の3の2第2項の規定に基づく最終処分場の廃止の確認を受けるまでの間、定期検査の受検、維持管理基準の遵守、維持管理計画及び維持管理の状況に関する情報の公表、維持管理に関する事項の記録及び閲覧、周辺地域への配慮、技術管理者の配置、事故時の措置の義務を負うとともに、改善命令、報告徴収及び立入検査の対象となることとしたこと。

「承継人」とは、以下の①～③のいずれかに該当する者をいうこと。

- ① 法第8条第1項又は第15条第1項の許可が取り消された廃棄物の最終処分場（以下「旧廃棄物最終処分場」という。）を譲り受け、又は借り受けた者
- ② 旧廃棄物最終処分場の設置者であった法人の合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該旧廃棄物最終処分場を承継した法人
- ③ 旧廃棄物最終処分場の設置者であった者について相続があったときの相続人

また、旧設置者等は、法第9条の2の3第2項又は第15条の3の2第2項の規定に基づき、あらかじめ当該最終処分場の状況が法第9条第5項（法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）に規定する技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができることとしたこと。

3 最終処分場の設置者であった者等に係る維持管理積立金の取戻し

維持管理積立金を取り戻すことができる者を、最終処分場の設置者又は設置者であった者若しくはその承継人（これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該最終処分場を承継する者が存在しないときは、当該法人の役員であった者を含む。）としたこと（法第8条の5第6項及び第15条の2の4）。

法人の役員については、最終処分場の維持管理義務を直接負うものではないが、自主的に維持管理を行う場合が想定され、そのような場合には当該最終処分場の維持管理を行う範囲において維持管理積立金を取り戻せることとしたこと。

旧廃棄物最終処分場の維持管理を行う場合において、維持管理積立金の取戻しの申請をするときは、維持管理の内容を記載した書面、経費の明細書、維持管理を行うことを証する書面及び申請者が設置者であった者若しくはその承継人（これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該最終処分場を承継する者が存在しないときは、当該法人の役員であった者を含む。）であることを証する書面（閉鎖事項証明書等）を添付するものとしたこと（規則第4条の15及び第12条の7の13）。

また、設置者であった者若しくはその承継人（これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該最終処分場を承継する者が存在しないときは、当該法人の役員であった者を含む。）は、旧廃棄物最終処分場の維持管理を行うために必要な範囲内において、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）に対し、当該旧廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の額を照会できることとしたこと（規則第4条の16第2項及び第12条の7の14第2項）。

4 行政代執行に係る維持管理積立金の取戻し

市町村長又は都道府県知事が法第19条の7又は第19条の8に基づき自ら生活環境保全上の支障の除去等の措置を講じた場合において、当該措置が特定一般廃棄物最終処分場又は特定産業廃棄物最終処分場の維持管理に係るものであるときは、市町村長又は都道府県知事は、当該維持管理の費用に充てるため、維持管理積立金を取り戻すことができることとしたこと（法第19条の7第6項及び第19条の8第6項）。

この場合、市町村長又は都道府県知事は、あらかじめ、特定一般廃棄物最終処分場又は特定産業廃棄物最終処分場の設置者等及び機構へ通知しなければならないこと。この通知については、以下に掲げる事項を記載した文書に、維持管理に係る支障の除去等の措置の内容を記載した書面及び経費の明細書を添付したものを交付して行うこと。

- ① 設置者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ② 当該特定一般廃棄物最終処分場又は特定産業廃棄物最終処分場に係る許可の年月日及び許可番号（許可が取り消されている場合には、当該許可の取消年月日及び取消前の許可番号）並びに所在地
- ③ 取り戻そうとする維持管理積立金の額

5 経過措置

廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者が維持管理積立金を積み立てていないときは、都道府県知事は当該者の廃棄物処理施設の設置の許可を取り消すことができることとされたが、平成23年度以降に積み立てられるべき維持管理積立金の積立て義務に

違反した場合にのみ廃棄物処理施設設置の許可の取消事由となるものであること（改正法附則第3条第2項）。

また、旧廃棄物最終処分場の維持管理義務については、平成23年4月1日以降に廃棄物処理施設の設置の許可の取消しを受けた者にのみ適用されるものであること（改正法附則第3条第3項）。

旧廃棄物最終処分場の維持管理に係る支障の除去等の措置を講じた市町村等又は都道府県知事による維持管理積立金の取戻しについては、平成23年4月1日以降に行った旧廃棄物最終処分場の維持管理に係る支障の除去等の措置についてのみ適用されるものであること（改正法附則第9条）。

第六 熱回収施設設置者認定制度の創設

1 認定の申請

認定の申請書に記載する年間の熱回収率の算式は、次の算式のとおりとされているが、(1)～(4)の方法により算出することとしたこと（規則第5条の5の5及び第12条の11の5）。

$$A \text{ (熱回収率)} = (E \times 3600 + H - F) / I \times 100$$

(1)「熱回収により得られる熱を変換して得られる電気の量」(E)（以下、「発電量」という。）は、認定を受けようとする熱回収施設以外への電力供給量及び当該熱回収施設内での自家消費電力量を含めた、発電した電気の量とすること。

(2)「熱回収により得られる熱量からその熱の全部又は一部を電気に変換する場合における当該変換される熱量を減じて得た熱量」(H)（以下、「発電以外の熱利用量」という。）は、発電以外の用途に用いられる熱量とし、認定を受けようとする熱回収施設から熱の供給を受けた周辺施設における熱利用量及び当該熱回収施設内での熱利用量を含むものとする。ただし、当該熱回収施設内での熱利用量のうち、白煙防止や脱硝用等の排ガス再加熱に用いられた熱量は、当該熱量には含まれないこととする。

(3)「燃料を熱を得ることに利用することにより得られる熱量」(F)（以下、「燃料の利用に伴い得られる熱量」という。）は、以下の式により算定すること。なお、燃料は、化石燃料（灯油、重油、ガス、コークス等）及びRDF、RPF、再生油、廃タイヤチップ、木質チップ等のうち購入された物とすること。

燃料の利用に伴い得られる熱量 (F) [MJ]

$$= 0.2 \times \text{化石燃料の熱量 [MJ]} + 0.1 \times \text{化石燃料以外の燃料の熱量 [MJ]}$$

(4)「当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量」(I)（以下、「投入エネルギー量」という。）は、廃棄物の総熱量 (I_w) と燃料の総熱量 (I_f) の合計であるが、燃焼用空気予熱器等の熱回収により得られる熱量が当該熱回収施設の焼却炉又はボイラーに循環して利用されている場合には、当該循環利用される総熱量 (I_c) も当該値に含むこと。

① 廃棄物の総熱量 (I_w)

廃棄物の総熱量 (I_w) は、以下のいずれかの方法により算出することとし、一般廃棄物処理施設にあっては年4回以上、産業廃棄物処理施設にあっては毎月把握するものとする。

ア 焼却量および低位発熱量を計測する方法により算出する方法

イ 廃棄物焼却施設の燃焼管理データから推計する方法

ウ 焼却量を計測し低位発熱量を標準的な値に設定して算出する方法

② 燃料の総熱量（ I_F ）

燃料の総熱量（ I_F ）は、燃料の投入量に当該燃料の低位発熱量を乗じて算出すること。

2 認定の基準

認定は、規則に規定する熱回収施設の技術上の基準及び熱回収施設を設置している者の能力の基準を満たす場合に行うものとし、それぞれの基準は次のとおりとすること。

(1) 熱回収施設の技術上の基準（規則第5条の5の6及び第12条の11の6）

① 一般廃棄物処理施設である熱回収施設にあっては規則第4条に規定する基準、産業廃棄物処理施設である熱回収施設にあっては規則第12条第1号及び第3号から第7号までに規定する基準並びに第12条の2に規定する基準に適合していること。

② 発電を行う熱回収施設にあっては、ボイラー及び発電機が設けられていること。ただし、当該熱回収施設がガス化改質方式の焼却施設である場合にあっては、発電機が設けられていることをもって足りること。

③ 発電以外の熱利用を行う熱回収施設にあっては、ボイラー又は熱交換器が設けられていること。

④ 熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置が設けられていること。

熱回収により得られる熱量は、蒸気、温水、空気等の温度、圧力、流量等や直接的又は間接的に熱量を求める機器等を用いるなどにより、熱利用機器における利用熱量を計測する方法、熱利用機器への入熱量を計測し同機器の熱回収効率を乗じて利用熱量を推定する方法、熱利用機器への入熱量と同機器からの出熱量を計測しその差を利用熱量とする方法（ただし、熱回収施設以外における熱利用の場合に限る。）のいずれかにより把握することとし、紙または電磁的方法により記録すること。

その熱を電気に変換する場合における当該電気の量は、電力量計により常時測定することにより把握することとし、紙または電磁的方法により記録すること。

(2) 熱回収施設を設置している者の能力の基準（規則第5条の5の7及び第12条の11の7）

① 次の基準に適合した熱回収を行うことができる者であること。

ア 年間の熱回収率が、10パーセント以上であること。

年間10パーセント以上の熱回収率で熱回収を行うことができる者とは、申請書に記載された年間の熱回収率が10パーセント以上であること、熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類に照らして当該熱回収率が妥当であること、かつ、過去（原則として、過去1年間とする。）の実績に照らして今後年間で10パーセント以上の熱回収率を達成することが可能であると認められることをもって判断すること。

なお、年間の熱回収率を算定するのは熱回収が安定的に行われている期間とし、点検による休炉等に伴い熱回収が安定的に行われていない期間については、その期間が年間に延べ90日を超えない限り、熱回収率の算定の対象とする期間

から除外することができること。

イ 当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量の30パーセントを超えて燃料の投入を行わないこと。

熱回収施設設置者認定制度は、主として廃棄物を処理する施設を対象としていることから、当該熱回収施設に投入される燃料の総熱量は、廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量の30パーセントを超えないこととしていること。

② 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。

3 認定証の交付

都道府県知事は、産業廃棄物処理施設である熱回収施設について認定をしたときは、規則様式による認定証を交付しなければならないこと（規則第12条の11の10）。なお、一般廃棄物処理施設である熱回収施設についても、これに準じて認定証を交付されたこと。

4 熱回収施設における廃棄物の処分等の基準

熱回収を効率よく行うことができるよう、認定熱回収施設設置者が当該認定に係る熱回収施設において廃棄物の処分を行う場合には、廃棄物処理基準にかかわらず、以下の基準に従って処分を行うことができること（法第9条の2の4第3項、第15条の3の3第3項等）。

(1) 通常廃棄物処理基準においては、一般廃棄物及び産業廃棄物を焼却する場合には、安定的な燃焼状態を確保するため、廃棄物を定量ずつ燃焼室に投入することができる設備を用いて焼却することが義務付けられているが、認定熱回収施設においては、廃棄物を定量ずつ燃焼室に投入することができる設備を用いて焼却することを義務付けないこと。

(2) 通常産業廃棄物処理基準においては、産業廃棄物を保管する場合には、保管する産業廃棄物の数量が、当該産業廃棄物に係る廃棄物処理施設の1日当たりの処理能力の14日分を超えないようにしなければならないとされているが、認定熱回収施設においては、処理能力の21日分まで保管できること。

なお、当該熱回収施設に船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合や、定期点検等の期間中に産業廃棄物を保管する場合等については、規則第12条の11の9に定める数量を保管できること。

(3) (1) 及び (2) に定めるもののほか、熱回収施設において行うことが想定されない熱分解を行う場合及びし尿処理施設に係る汚泥を再生する場合の基準を除き、それ以外は通常廃棄物処理基準と同様とすること。

(4) 特別管理産業廃棄物についても (1) から (3) までと同様とすること。

5 認定の更新

認定は、5年ごとに更新を受けなければ、その効力を失うこと（法第9条の2の4第2項、規則第5条の5の8等）。更新の申請方法は、新規の申請方法に準じること。なお、認定に係る熱回収率の変化を伴う熱回収に必要な設備の大幅な変更の場合には、更新ではなく、新規の申請として扱うこと。

6 認定の取消し

都道府県知事は、認定熱回収施設設置者が環境省令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができることとされたが、規則第5条の5の11に基づく毎年の報告書における年間の熱回収率が10パーセント未満である場合であっても、年間の熱回収率が10パーセント以上である事業計画を有し、過去の実績に照らして今後年間で10パーセント以上の熱回収率を達成することが可能であると認められるときは、環境省令で定める基準に適合する熱回収を行うことができる者と判断し、認定を取り消さないことができること。

7 休廃止等の届出

認定熱回収施設設置者は、当該熱回収施設において熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、又は当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の変更をしたときは、その旨を都道府県知事等に届け出なければならないこと（改正令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第5条の5及び7条の4）。

「熱回収に必要な設備」とは、ボイラーや発電機等の規則第5条の5の6第2号若しくは第3号又は第12条の11の6第2号若しくは第3号に掲げる設備をいうこと。燃焼室その他廃棄物処理施設の構造及び設備を変更したときは、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置許可の変更許可又は届出は必要であるが、熱回収に必要な設備の変更として都道府県知事に重ねて届け出る必要はないこと。

なお、熱回収に必要な設備の変更を伴わずに、熱回収率の実績値が変化した場合についても、都道府県知事に届け出る必要はないこと。また、熱回収の方法の変更や認定に係る熱回収率の変化を伴う熱回収に必要な設備の大幅な変更の場合には、認定の変更の届出ではなく、新規の認定として扱うこと。

8 報告

認定熱回収施設設置者は、毎年6月30日までに、前年度の1年間の熱回収に係る報告書を都道府県知事等に提出しなければならないこと（規則第5条の5の11及び第12条の11の11）。

9 その他

1から8までに掲げる事項のほか、熱回収施設設置者認定制度の詳細については、別途マニュアルを作成することとしているので、参照されたいこと。

第七 再生利用認定等の特例認定制度に係る環境大臣の監督権限の強化等

1 環境大臣の監督権限の強化

認定対象事業者に対する報告徴収及び立入検査については、今回、環境大臣による権限を設けたが、都道府県知事及び市町村長はなお地域の生活環境の保全の観点から当該事業者に対する報告徴収及び立入検査の権限を有していること。

2 変更の認定及び届出に関する措置

(1) 再生利用認定制度

再生利用認定制度については、これまで改正令による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「旧令」という。）に位置づけていた変更の認定及び変更の届出義務を法律上に位置付けるに際して、変更の認定に係る事項及び変更の届出に係る事項について、以下のとおり改正を行ったこと。

すなわち、再生利用の用に供する施設の変更のうち、処理能力の増大に係るもの、施設の構造又は設備の変更に係るもの、施設の設置に係るものについては、変更の認定を受けなければならないこととし、これらに該当しない施設の変更については変更の届出を行わなければならないこととしたこと。また、認定を受けた者が法人である場合において、役員に変更があったときも、届出を行わなければならないこととしたこと。

（２） 広域的処理認定制度

広域的処理認定制度については、これまで旧令に位置づけていた変更の認定及び変更の届出義務を法律上に位置付けるに際して、変更の認定に係る事項及び変更の届出に係る事項について、以下のとおり改正を行ったこと。

すなわち、広域的処理の認定に係る処理に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の処理方法の変更については、これまで変更の認定を受けることが必要であったところ、変更の届出で良いこととしたこと。

第八 排出事業者が産業廃棄物を保管する場合の届出制の創設

1 届出の対象（規則第8条の2、第8条の2の2等）

届出の対象となる産業廃棄物は、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物とし、届出の対象となる保管は、当該保管の用に供される場所の面積が300平方メートル以上である場所において行われる保管としたこと。

ただし、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業（以下「産業廃棄物処理業等」という。）の許可に係る事業の用に供される施設において行われる保管、法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管については、これらの保管場所を都道府県知事が既に把握していることから、届出対象外としたこと。

なお、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を生ずる事業場とは、建設工事現場をいうことから、建設工事現場以外の場所において当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、届出の対象となるものであること。また、産業廃棄物を生ずる事業場と空間的に一体のものとみなすことができる場所やこれと同等の場所は「事業場の外」には該当しないこと。

2 事前の届出を要しない場合

非常災害のために必要な応急措置として産業廃棄物の保管をした場合においては、その産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管を行った事業者は、保管をした日から14日以内に、その旨を都道府県知事へ届け出なければならないこととしたこと（法第12条第4項、規則第8条の2の3等）。非常災害としては、例えば、地震や水害等が想定されること。

3 変更の届出等

届け出た事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則様式によりその旨を都

道府県知事に届け出ることとしたこと（規則第8条の2の5等）。

また、当該届出に係る保管をやめたときは、当該保管をやめた日から30日以内に、規則様式により都道府県知事に届け出なければならないこととしたこと（規則第8条の2の6等）。

4 経過措置

平成23年4月1日時点において既に行われている保管については、平成23年6月30日までにその旨を都道府県知事に届け出なければならないこととしたこと（改正法附則第6条第1項等）。

5 その他の留意事項

都道府県知事は、排出事業者による事前届出があったときは、保管場所を定期的に確認し、不適正な保管の防止に努められたいこと。

また、産業廃棄物処理基準に適合しない保管が行われた場合には、産業廃棄物処理基準に従って保管を行うべき旨を指導するとともに、必要に応じ、改善命令や措置命令の発出を行うこと等により、生活環境の保全が図られるよう努められたいこと。

第九 排出事業者による処理の状況に関する確認の努力義務の明確化

事業者が委託先において産業廃棄物の処理が適正に行われていることを確認する方法としては、まず、当該処理を委託した産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者（以下「産業廃棄物処理業者等」という。）の事業の用に供する施設を実地に確認する方法が考えられること。

また、第十一の優良産廃処理業者認定制度に基づく優良認定又は優良確認を受けた産業廃棄物処理業者等に産業廃棄物の処理を委託している場合など、その産業廃棄物の処理を委託した産業廃棄物処理業者等により、産業廃棄物の処理状況や、事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報が公表されている場合には、当該情報により、当該産業廃棄物の処理が適正に行われていることを間接的に確認する方法も考えられること。

第十 産業廃棄物管理票制度の強化

1 保存すべき管理票

保存すべき産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）の写しとは、いわゆる「A票」であること。

これまでも、管理票の交付について定めている旧施行規則第8条の20第6号において、交付した管理票の控え（A票）を、運搬受託者（処分受託者がある場合には、処分受託者）から管理票の写しの送付があるまでの間保管することとしていたが、法律上A票の保管が義務付けられたことに伴い、当該規定は削除したこと。

2 他制度との関係

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第50条第3項又は使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第122条第14項の規定に基づき、法第12条の3第1項の規定を適用しないこととされている委託を行う場合については、「管理票を交付しなければならないこととされている場合」に該当しないことか

ら、管理票の交付を受けずに当該委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けることは差し支えないものであること。

3 経過措置

管理票を交付した者が、当該管理票の写しを保存しなければならないこととする改正規定は、施行日以後に管理票を交付した者について適用することとしたこと（改正法附則第7条）。

第十一 優良産廃処理業者認定制度の創設

1 優良認定等の申請

(1) 申請手続等

本制度に基づき、産業廃棄物処理業等の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（以下「優良基準」という。）に適合する旨の都道府県知事の認定（以下「優良認定」という。）を受けようとする者は、産業廃棄物処理業等の許可の更新時に、当該許可の更新の申請とあわせて、優良認定の申請を行うこととしたこと。

一方、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者等に産業廃棄物の処理委託をすることを促進するため、平成23年4月1日時点で現に産業廃棄物処理業等の許可を受けている者は、当該許可の有効期間の満了日までの間は、任意の時点で、優良基準に適合する旨の都道府県知事の確認（以下「優良確認」という。）の申請をすることができることとしたこと（改正令附則第5条）。

(2) 申請書類

優良認定又は優良確認（以下「優良認定等」という。）の申請をする際は、申請書類として、以下の書類を提出することとしたこと（規則第9条の2第2項第15号等）。

① 遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面

優良認定の申請の際に受けている産業廃棄物処理業等の許可の有効期間（優良確認の場合は優良確認の申請日前5年間）において、特定不利益処分を受けていないことを誓約する書面をいうこと。特定不利益処分については、2（1）を参照されたいこと。

② 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類

所定の情報をインターネット上で公表し、それを所定の更新頻度で更新していることを証する書類をいい、具体的には、(財)産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット上で情報を公表・更新している旨の証明書や、申請者自らが開設したホームページ上で情報を公表・更新した時点における当該ホームページの該当部分をプリントアウトしたもの等が想定されること。

③ 環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類

具体的には、ISO14001等の認証書の写しが想定されること。

④ 電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類

具体的には、法第13条の2第1項の規定により指定された情報処理センターが交付する電子情報処理組織の使用を証する書面の写しが想定されること。

⑤ 財務体質の健全性に係る基準のうち、法人税等の納付に係る部分に適合することを証する書類

産業廃棄物処理業等の実施に関連する税目、社会保険料及び労働保険料を滞納していないことを証する書類をいい、具体的には、以下の書類が想定されること。

- ・ 税については、税務署（国税）又は地方自治体（都道府県税及び市町村税）が発行する納税証明書又はその写し
- ・ 社会保険料については、年金事務局が発行する納入証明書又はその写し
- ・ 労働保険料については、地方労働局が発行する納入証明書又はその写し

なお、これらの書類については、2（5）③に記載した納付確認の対象となる税、社会保険料及び労働保険料について滞納していないことを確認できるものを提出すれば足りること。

また、優良確認の申請の場合においては、①から⑤に掲げる書類に加え、次の書類を提出することとしたこと（規則附則第12条第2項等）。

- ⑥ 現に受けている産業廃棄物処理業等の許可証の写し
- ⑦ 直前3年の各事業年度における財務諸表（現に受けている産業廃棄物処理業等の許可の申請書に添付したものを除く。）

例えば、現に受けている産業廃棄物処理業等の許可の申請時から優良確認の申請時まで、2事業年度分の財務諸表が作成されている場合には、申請者は、当該2事業年度分の財務諸表を優良確認の申請時に提出しなければならないこととしたこと。

2 優良基準

優良基準は、以下のとおりとしたこと。

(1) 遵法性に係る基準（規則第9条の3第1号等）

従前の産業廃棄物処理業等の許可の有効期間（優良確認の場合は優良確認の申請日前5年間）において、特定不利益処分を受けていないこと。

ここで、「特定不利益処分」とは、次に掲げる不利益処分をいうこと。

- ① 廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ② 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
- ③ 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2及び第15条の3）
- ④ 再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤ 広域的処理認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥ 無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦ 廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑧ 廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項）

「従前の許可の有効期間」とは、許可の更新を受けた者が当該更新を受ける前に受けていた許可（申請者が申請の段階で現に受けている許可）に係る許可の有効期間をいい、申請者が既に優良認定を受けている場合には、7年の許可の有効期間中、特定不利益処分を受けていないことが必要となること。

(2) 事業の透明性に係る基準（規則第9条の3第2号等）

法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。

「一定期間」とは、通常の場合、申請の前6月間をいうが、申請者が既に優良認定を受けた者である場合、優良認定に係る産業廃棄物処理業等の許可を受けた日から当該申請の日までの間継続して情報を公表・更新していることが必要となること。

また、優良確認を受けた者が、当該優良確認を受けた後初めて産業廃棄物処理業等の許可の更新の申請をする際に併せて優良認定の申請をした場合には、当該優良確認を受けた日から当該許可の更新の申請の日までの間継続して情報を公表・更新していることが必要となること（規則附則第5条第2項）。

「インターネットを利用する方法」としては、(財)産業廃棄物処理事業振興財団が運営する「産廃情報ネット」を利用する方法や、産業廃棄物処理業者等自らが開設したホームページを利用する方法が想定されること。

(3) 環境配慮の取組に係る基準（規則第9条の3第3号等）

ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていること。

(4) 電子マニフェストに係る基準（規則第9条の3第4号等）

情報処理センターに電子マニフェストに係る利用登録をしており、電子マニフェストが利用可能であること。

(5) 財務体質の健全性に係る基準

以下の基準に適合していること。

① 自己資本比率に係る基準（規則第9条の3第5号等）

直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10パーセント以上であること。ここで、「自己資本比率」とは、貸借対照表上の純資産の額を、当該額と当該貸借対照表上の負債の額の合計額で除して得た値をいうこと。

② 経常利益金額等に係る基準（規則第9条の3第6号等）

直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。ここで、「経常利益金額等」とは、損益計算書上の経常利益金額に、通常、販売費及び一般管理費の額の一項目として記載されている減価償却費の額を加えて得た額をいうこと。なお、減価償却費の額が販売費及び一般管理費の額の一項目として分割して記載されていない場合には、減価償却費の額はゼロとして差し支えないこと。

③ 税及び保険料の納付に係る基準（規則第9条の3第7号等）

産業廃棄物処理業等の実施に関連する税目、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。ここで、産業廃棄物処理業等の実施に関連のある税目とは、具体的には以下のとおりであること。

（国税）法人税及び消費税

(都道府県税) 道府県民税・都民税、事業税、不動産取得税及び地方消費税

(市町村税) 市町村民税・特別区民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税

また、都道府県税及び市町村税については、都道府県知事による優良認定を受けようとする場合にあつては当該都道府県に係る都道府県税及び当該都道府県内の市区町村に係る市町村税が本基準の対象となり、政令市長による優良認定を受けようとする場合にあつては当該政令市の区域を管轄する都道府県に係る都道府県税及び当該政令市に係る市町村税が納付確認の対象となること。

さらに、社会保険料及び労働保険料については、申請者が優良認定等を受けようとする都道府県又は政令市内に有する産業廃棄物処理業等に係る事業所に係るものが納付確認の対象となること。

④ 維持管理積立金の積立てに係る基準（規則第9条の3第8号等）

優良認定等を受けようとする都道府県知事又は政令市長の管轄区域内に設置しているすべての特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。

(6) その他

優良確認の場合、産業廃棄物処理業等の許可の更新時に行われる優良認定との整合をとる観点から、上記（1）から（5）までに掲げる基準に加え、5年以上継続して産業廃棄物処理業等の許可を受けていることを求めることとしたこと。

3 審査

優良認定等の申請を受けた場合、2（2）の申請書類等を利用して申請者の優良基準への適合性について審査されたいこと。その際、以下の点に留意されたいこと。

- ① 優良基準に適合している者であっても、通常の産業廃棄物処理業等の許可基準に適合していない者については、産業廃棄物処理業等の許可を付与することはできないこと。
- ② 遵法性に係る基準については、申請者から提出された誓約書のみならず、産業廃棄物行政情報システム等を活用して申請者が特定不利益処分を受けていない旨の確認を主体的に行うこと。
- ③ 維持管理積立金の積立てに係る基準については、機構により通知される特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の積立ての状況等の情報を活用し、基準適合性を判断されたいこと。

4 優良認定等

申請者が優良基準に適合している場合、優良認定等を行い、優良な産業廃棄物処理業者等である旨を記載した許可証を交付することとしたこと。また、この場合の許可の有効期間は、7年となること。なお、改正令附則第5条に基づく優良確認を受けた者に係る許可の有効期間は、当該優良確認を受けた日から7年となるのではなく、現に受けている許可の有効期間を2年延長する扱いとなるので、留意されたいこと。

5 産業廃棄物処理業等の許可に係る申請書類の省略

都道府県知事は、産業廃棄物処理業等の許可の申請者が、優良基準に適合すると認めるときは、当該申請に係る申請書類のうち、以下のものの提出を要しないものとす

ることができること。

- ・事業計画の概要を記載した書類
- ・直前3年の財務諸表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ・定款及び寄附行為
- ・(産業廃棄物処分業許可申請時のみ) 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類

6 経過措置

2 (2) の事業の透明性に係る基準の適用については、平成23年3月31日以前に、改正前の廃棄物処理法施行規則(以下「旧規則」という。)第9条の2第3項第2号等の表に規定する情報を公開し、かつ、当該情報を同表に規定する頻度で更新していた場合には、当該情報の公開・更新をしていた期間を、新規則第9条の3第2号等の表に規定する情報の公表・更新をしていた期間とみなすこととしたこと。

これにより、例えば、平成23年3月1日から3月31日までの1ヶ月間、旧規則第9条の2第3項第2号等の表に規定する情報を公開・更新していた者が、引き続き、平成23年4月1日から平成23年8月31日までの5ヶ月間、新規則第9条の3第2号等の表に規定する情報を公表・更新し、平成23年9月1日に優良認定等の申請をした場合、当該情報を合計6ヶ月間継続して公表していたこととみなされ、本基準に適合することとなること。

なお、ここでいう旧規則第9条の2第3項第2号等の表に規定する情報を公開・更新していた期間とは、旧規則第9条の2第3項等に基づくいわゆる「優良性評価制度」(以下「旧優良性評価制度」という。)において基準適合確認を受けた者が情報を公開・更新していた期間に限られず、基準適合確認を受けていない者が自らのホームページ等において旧規則第9条の2第3項第2号等の表に規定する情報を公開・更新していた期間を含むことに留意されたいこと。

7 その他

1 から6までに掲げる事項のほか、優良産廃処理業者認定制度の詳細については、別途マニュアルを作成することとしているので、参照されたいこと。

また、平成23年4月1日の改正法の施行により本制度が創設されることに伴い、旧優良性評価制度は同日をもって廃止されること。

第十二 産業廃棄物処理業者等による委託者への通知の義務付け

1 産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由(規則第10条の6の2等)

産業廃棄物処理業者等は、産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を当該処理の委託者に対し通知しなければならないこと。

(1) 事業の用に供する産業廃棄物の廃棄物処理施設において破損その他の事故が発生し、当該施設を使用することができないことにより、当該施設において保管する産業廃棄物の数量が保管上限に達したこと。

なお、破損その他の事故が発生し、廃棄物処理施設を使用することができない場合であっても、産業廃棄物の保管量が上限に達するまでの間であれば、産業廃棄物の搬入が継続されても生活環境保全上の支障は生ずることはないことから、本通知

の対象とはならないこと。

(2) 産業廃棄物処理業等の全部又は一部を廃止したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の処理がその事業の範囲に含まれないこととなったこと。

(3) 事業の用に供する産業廃棄物処理施設を廃止し、又は休止したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の処分を行うことができなくなったこと。

なお、産業廃棄物処理施設を複数設置している場合において、委託を受けた産業廃棄物の処分を行う予定であった施設を休廃止したが、他の施設は通常通り稼働し、当該産業廃棄物の処理が可能であるときは、本通知は不要であること。

(4) 事業の用に供する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分が終了したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の埋立処分を行うことができなくなったこと。

なお、産業廃棄物の最終処分場を複数設置している場合において、委託を受けた産業廃棄物の処分を行う予定であった最終処分場の埋立処分が終了したが他の最終処分場の埋立処分が終了しておらず、当該産業廃棄物の埋立処分を行うことが可能であるときは、本通知は不要であること。

(5) 産業廃棄物処理業者等が欠格要件（その業務に関し不正又は不誠実な行為をす
るおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者、暴力団員等及び暴力団頭
がその事業活動を支配する者を除く。）に該当するに至ったこと。

(6) 法第14条の3に基づく事業停止命令を受けたこと。

(7) 産業廃棄物処理施設を設置している場合において、法第15条の3第1項の規定
に基づく施設設置許可の取消しを受けたこと。

(8) 産業廃棄物処理施設を設置している場合において、法第15条の2の7の規定に
基づく改善命令等を受け、当該施設を使用することができないことにより、当該施
設において保管する産業廃棄物の数量が保管上限に達したこと。

2 通知すべき受託者の範囲

産業廃棄物処理業者等は、現に委託を受けている産業廃棄物の処理を適正に行うこ
とが困難となる事由が生じたときは適正な処理が困難となった産業廃棄物に係る委託
契約を締結している排出事業者すべてに通知する必要があること。

一方、産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由が生じた場合であつて
も、適正な処理を引き続き行うことができる産業廃棄物に係る委託契約を締結してい
る排出事業者に対しては、通知を行う必要はないこと。例えば、焼却施設と破碎施設
を設置している産業廃棄物処理業者等に対して、産業廃棄物の焼却のみを委託してい
る排出事業者がいた場合において、破碎施設に事故があったときは、焼却処理に関し
ては引き続き適正に行うことができることから、当該排出事業者に対しては、本通知
は不要であること。

3 通知の手続

通知は、1に掲げる事由が生じた日から10日以内に、当該事由が生じた年月日及び
当該事由の内容を明らかにした書面又は電子ファイルを送付することにより行うこと

（第10条の6の3、環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等
における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（以下「情報通信規則」という。）
第7条等）。

通知をしたときは、当該通知の日から5年間、当該通知の写しを書面又は電子ファイルにより保存すること（規則第10条の6の4、情報通信規則別表第一等）。

4 事業者が講ずべき措置

(1) 管理票交付者（法第12条の3第2項に規定する管理票交付者をいう。）は、通知を受けたときは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じなければならないこと（法第12条の3第8項）。また、通知を受けた際に産業廃棄物処理業者等に引き渡した産業廃棄物について処理が終了した旨のマニフェストの送付を受けていないときは、通知を受けた日から30日以内に都道府県知事に規則様式による報告書を提出しなければならないこととしたこと（規則第8条の29）。

(2) 事業者が講ずべき措置としては、例えば、次のような措置が考えられること。

① 通知を発出した産業廃棄物処理業者等が処理を適切に行えるようになるまでの間、その処理業者に新たな処理委託を行わないこと。とりわけ、産業廃棄物を引き渡していないときに通知を受けた場合には、当該措置を講ずることにより足りること。

② 処分を委託した産業廃棄物が処分されていないことが判明した場合にあっては、委託契約を解除して他の産業廃棄物処理業者等に処分を委託し直すこと。

③ 委託した産業廃棄物が再委託可能なものである場合にあっては、通知を発出した産業廃棄物処理業者等に依頼し、他の産業廃棄物処理業者等に再委託基準に則って再委託させること。

(3) 管理票を用いて産業廃棄物の処理の委託を行った者が都道府県知事に報告書を提出しなければならない場合とは、具体的には次に掲げる場合であること。

① 産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者（以下「産業廃棄物収集運搬業者等」という。）からの通知を受けた場合において、産業廃棄物収集運搬業者等に引き渡した産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物収集運搬業者等に運搬を委託したものに限る。）について運搬が終了した旨のマニフェストの送付を受けていないとき

② 産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者（以下「産業廃棄物処分業者等」という。）からの通知を受けた場合において、産業廃棄物収集運搬業者等又は産業廃棄物処分業者等に引き渡した産業廃棄物（当該通知をした産業廃棄物処分業者等に処分を委託したものに限る。）について処分が終了した旨のマニフェストの送付を受けていないとき

(4) また、電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理の委託を行った者についても上記と同様の考え方としたこと（規則第8条の38）。

(5) なお、産業廃棄物処理業者等が通知事由に該当しなくなったときは、廃棄物の処理の委託を再開して差し支えないこと。

第十三 廃棄物の輸入の許可の対象者の拡大

1 委託できる廃棄物の拡大

これまで、許可を受けて輸入された廃棄物については、処分の委託が禁止されてきたが、国外廃棄物を国内において処分することにつき相当の理由があると認められる場合には、国外廃棄物を他人に委託して適正に処理することができると認められる者

も輸入を行うことができることとなったことに伴い、他人に委託することを前提として輸入の許可を受けた場合には、当該産業廃棄物の処分を委託することができることとしたこと（令第6条の2第3号本文）。

また、自ら処分するものとして輸入の許可を受けた場合であっても、災害その他の特別な事情があることにより当該廃棄物の適正な処分が困難であることについて環境大臣の確認を受けたときは、当該産業廃棄物の処分を委託することができることとしたこと（令第6条の2第3号ただし書）。

なお、輸入許可を受けて輸入された廃棄物の処分については、改正前と同様、再委託することはできないこと（令第6条の12第3号）。

2 委託契約に記載すべき事項の追加

産業廃棄物処理業者等が廃棄物の処分の委託を受けるに当たって、当該廃棄物が再委託を禁止されている輸入された廃棄物である場合には、その旨を把握して再委託を行わないこととする必要があること。そこで、輸入された廃棄物の処理を他人に委託する際に委託契約に記載すべき事項として、輸入された廃棄物である旨を追加することとしたこと（令第6条の2第4号ニ）。

3 その他

国外廃棄物を輸入した者の委託により収集、運搬又は処分を行った者を措置命令の対象とすることとし、国外廃棄物を輸入した者については第19条の6に規定する事業者とみなして同条の措置命令の対象に追加することとしたこと（法第15条の4の6）。

第十四 報告徴収及び立入検査の対象の拡大

新たに報告徴収の対象者となる「その他の関係者」とは、廃棄物の不適正処理等の違反行為に関与しているものの自らは廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行っていない者を広く含むものであるが、具体的には、例えば、所有し、管理し、又は占有する土地において不適正処理が行われることを承諾又は黙認するなどして積極的又は消極的に不適正処理に協力している土地の所有者、管理者若しくは占有者や、不適正処理を斡旋若しくは仲介したブローカー又は不適正処理を行った者に対して資金提供を行った者等が該当するものであること。

新たに立入検査の対象となる「その他の場所」とは、廃棄物の不適正処理等の違反行為に関する情報の把握や、関係者に対する行政処分等を行う上で立ち入る必要がある場所を広く含むものであるが、具体的には、例えば、コンテナ、航空機等が該当するものであること。

第十五 措置命令の対象の拡大

廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の収集又は運搬が行われた場合及び産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管が行われた場合についても、措置命令を発出することができることとしたこと（法第19条の4等）。

当該改正規定に関して、平成23年4月1日以後の収集及び運搬並びに保管のみを措置命令の対象とした場合、平成23年4月1日以前から長期にわたり行われている多くの不適正な保管等について今後生活環境保全上の支障が生じた場合にも措置命令を発出することができず、また、平成23年4月1日以後に行われた保管等の行為についても平成23

年4月1日以前から行っていたと抗弁され容易に適用を逃れられてしまうおそれがあることから、当該改正規定に関する経過措置は設けられておらず、平成23年4月1日以前に行われた収集若しくは運搬又は保管であっても、平成23年4月1日以後に現に生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあれば、措置命令の対象となること。

また、措置命令の対象が拡充されたことに伴い、都道府県知事又は市町村長が行政代執行を行う場合も同様に拡充されたことから、適正処理推進センターの業務に関し、法第19条の8第1項の規定による支障の除去等を行う都道府県等に対し、協力を行う場合として、産業廃棄物が不適正に保管、収集又は運搬された場合を追加することとしたこと（法第13条の13）。

第十六 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任を明確化するための措置

1 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理の責任

法第21条の3第1項が適用される「建設工事」とは、土木建築に関する工事であって、広く建築物その他の工作物の全部又は一部の新築、改築、又は除去を含む概念であり、解体工事も含まれること。

2 下請負人が行う廃棄物の運搬に係る例外

(1) 法第21条の3第3項の環境省令で定める廃棄物は、次のいずれにも該当する廃棄物とすること（規則第18条の2）。

① 次のいずれかに該当する工事に伴い生ずる廃棄物であること。

ア 解体工事、新築工事又は増築工事以外の建設工事（維持修繕工事）であって、その請負代金の額が500万円以下の工事。

「請負代金の額」とは、発注者からの元請負代金をいうこと。

正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、建設工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなして、これを適用すること。正当な理由としては、事故、災害等により建築物その他の工作物が崩壊しつつあり、緊急に修繕の必要がある場合などが考えられること。

イ 引渡しがされた建築物その他の工作物の瑕疵の補修工事であって、その請負代金相当額が500万円以下の工事。

「瑕疵の補修工事」とは、新築工事等の完了後、それらの工事の一環として行われる修繕工事をいうこと。新築工事等の請負代金の額は500万円を超える場合であっても、瑕疵の補修工事の請負代金相当額が500万円以下であれば、この要件に該当すること。

② 特別管理廃棄物以外の廃棄物であること。

③ 一回当たりに運搬される量について、巻尺その他の測定器具を用いて簡易な方法により一立方メートル以下であることが測定できるもの又は一立方メートル以下であることが明確な運搬容器を用いて運搬するものであること。

④ 当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は隣接する都道府県の区域内に存し、元請業者が所有権又は使用する権原を有する施設（積替え又は保管の場所を含む。）に運搬されるものであること。

なお、使用する権原を有する施設とは、元請業者が第三者から貸借している場合のほか、下請負人又は中間処理業者から貸借している場合も含まれること。ま

た、元請業者と廃棄物の処理の委託契約をした廃棄物処理業者の事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）に、下請負人が当該廃棄物を運搬する場合についても、元請業者が使用する権原を有する施設に運搬されるものと解釈されること。

⑤ 当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないものであること。

(2) 下請負人が法第21条の3第3項の規定により事業者とみなされるのは、環境省令で定める廃棄物について建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより自ら運搬を行う場合に限られることから、運搬を行う廃棄物が環境省令で定める廃棄物である旨について個別の建設工事における請負契約で定める必要があること。ただし、建設工事が基本契約書に基づくものである場合、建設工事に伴い生ずる廃棄物が(1)に掲げる要件に該当するものであるか否かについては個別の建設工事ごとに判断が必要であり、請負契約の基本契約書の締結時点では特定が困難であること。そこで、請負契約の基本契約書等の建設工事に係る書面による請負契約において、個別の建設工事ごとに次の事項を記載した別紙を交わす旨を記載し、個別の建設工事ごとに別紙を交わすことで足りるものとする。別紙の作成については、別記様式を参考とすること。

① 元請業者及び下請負人の氏名又は名称、住所及び電話番号

② 当該廃棄物を生ずる事業場の所在地

③ 発注者の氏名又は名称及び住所

④ 運搬する廃棄物の種類及び一回当たりの運搬量

⑤ 運搬先の施設の所在地

⑥ 運搬先の施設について元請業者が所有権又は使用権原を有する旨の元請業者の誓約

⑦ 運搬を行う期間

⑧ 運搬を行う従業員の氏名

⑨ 運搬車の車両番号

⑩ 当該建設工事が維持修繕工事である場合には、請負代金の額が500万円以下である旨の元請業者の誓約

⑪ 当該建設工事が瑕疵補修工事である場合には、建築物等の引渡しがされた年月日及び請負代金相当額が500万円以下である旨の元請業者の誓約

(3) 下請負人が法第21条の3第3項の規定により産業廃棄物の運搬を行う場合には、当該下請負人には産業廃棄物処理基準が適用されることとなり、当該運搬を行う船舶又は運搬車に、当該運搬が同項に規定する場合において行われる運搬であることを証する書面を備え付けなければならないこと（規則第7条の2第3項及び第7条の2の2第4項）。

具体的には、当該廃棄物が環境省令で定める廃棄物であることを証する書面及び当該運搬が建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより自ら運搬を行うものであることを証する書面を備え付ける必要があること。

まず、当該廃棄物が環境省令で定める廃棄物であることを証する書面として、別記様式に基づき作成した別紙又はその写しを備え付けるものとする。

別紙については、請負契約の基本契約書を補完するものであり、元請業者及び下

請負人が当該運搬を把握することが必要であることから、元請業者及び下請負人の双方が押印したものであることが必要であること。なお、押印については、請負契約の基本契約書において定められた建設工事の責任者（工事事務所長等）又は当該基本契約書の締結者（支店長等）の押印又は署名で足りるものとする。

次に、当該運搬が建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより自ら運搬を行うものであることを証する書面として、当該別紙が請負契約の基本契約書に基づくものであることが確認できるよう、請負契約の基本契約書の写しを備え付けるものとする。ただし、注文請書等により、当該別紙が請負契約の基本契約書に基づくものであることが確認できる場合には、当該注文請書等を備え付けることで足りるものとする。

(4) 建設工事に係る請負契約に「下請負人が自ら運搬を行う」旨の定めがある場合であっても、当該運搬が法第21条の3第3項の要件を満たさない場合には、当該運搬は下請負人が自ら運搬を行っているものとはされないこと。したがって、法第21条の3第3項の要件を満たさずに廃棄物処理業の許可を有しない下請負人が運搬を行った場合において、当該運搬が元請業者の委託（指示又は示唆により行われた場合を含む。）によるものであるときは、元請業者は委託基準違反となり、下請負人は無許可営業となること。

なお、法第21条の3第3項により下請負人が事業者とみなされるのは自ら行う運搬に関してのみであり、廃棄物の処分は元請業者又は元請業者の委託を受けた者が行わなければならないこと。

3 下請負人が行う廃棄物の処理の委託

下請負人が廃棄物の運搬又は処分を他人に委託した場合、法第21条の3第4項により、当該下請負人に委託基準及び管理票を交付する義務等の廃棄物の処理の委託に関する規定が適用されること。

ただし、当該廃棄物が産業廃棄物であり、かつ、当該下請負人が廃棄物処理業者である場合において、元請業者から委託を受けた当該廃棄物の処理を他人に委託するときは、受託した産業廃棄物の処理の再委託であり、従前どおり、当該元請業者には委託基準等が、当該下請負人には再委託基準等が適用されるものであり、法第21条の3第4項の規定は適用されないこと。

4 元請業者に対する措置命令

建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について、下請負人により不適正処理が行われた場合であっても、元請業者が委託基準及び再委託基準に則って適正にその処理を委託していたときは、当該元請業者は措置命令の対象とはならないこと。しかし、当該元請業者が委託基準又は再委託基準に違反した不適正な委託を行っていた場合には、当該元請業者は排出事業者責任を果たしたものと考えられないため、措置命令の対象となること。

また、元請業者が委託基準及び再委託基準に則って適正にその処理を委託をしていた場合でも、元請業者が下請負人に対して不適正処理をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は下請負人が不適正処理することを助けた場合や、処理に関し適正な対価を負担していない場合等には、元請業者は、法第19条の5第1項第5号又は第

19条の6の規定に基づき、措置命令の対象となること。

第十七 帳簿対象事業者の拡大

1 帳簿対象事業者の判断

産業廃棄物を生ずる事業場と空間的に一体のものとみなすことができる場所やこれと同等の場所は「事業場の外」には該当しないこと。

「処分」とは、廃棄物を物理的、化学的又は生物学的な手段によって形態、外観、内容等について変化させること、生活環境の保全上支障の少ないものにして最終処分すること又は廃棄物にほとんど人工的な変化を加えずに最終処分することをいうこと。

2 帳簿記載事項

帳簿対象事業者が拡大されたことに伴い、新たに帳簿の対象となる事業者について帳簿記載事項を定めたこと。また、これまで、帳簿記載事項と管理票制度における記載事項に重複があったことから、運搬又は処分を委託した場合には当該委託に係る事項は記載を不要としたこと（規則第8条の5）。

具体的には、帳簿記載事項は以下のとおりとすること。

- (1) 産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設において産業廃棄物の処分を行う場合にあっては、当該施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに、処分年月日、処分方法ごとの処分量及び処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の持出先ごとの持出量（石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。）
- (2) 産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う場合にあっては、当該産業廃棄物の種類ごとに、運搬に関する事項（当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地、運搬年月日、運搬方法及び運搬先ごとの運搬量並びに積替え又は保管を行つた場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量）及び処分に関する事項（当該産業廃棄物の処分を行つた事業場の名称及び所在地、処分年月日、処分方法ごとの処分量並びに処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量）とすること。なお、運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- (3) 特別管理産業廃棄物にあっては、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、運搬に関する事項（当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地、運搬年月日、運搬方法及び運搬先ごとの運搬量並びに積替え又は保管を行つた場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量）及び処分に関する事項（当該特別管理産業廃棄物の処分を行つた事業場の名称及び所在地、処分年月日、処分方法ごとの処分量並びに処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量）とすること。

第十八 廃石綿等の埋立処分基準の強化

「固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置」における「固型化」とは、固化設備を用いて石綿が飛散しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量の水硬性セメント及び水を均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを養生して固化する方法とすること。

「薬剤による安定化」とは、必要かつ十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、石綿が飛散しないよう化学的に安定した状態にする方法であり、ここでいう薬剤とは、大気汚染防止法第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業で使用される粉じん飛散抑制剤や建築基準法第37条に基づき認定を受けた石綿飛散防止剤が該当するものであること。なお、薬剤の使用にあつては、各薬剤ごとの用途及び使用方法を遵守し、湿潤等による飛散防止効果が十分得られるよう措置するとともに、過剰添加による漏出等、処理基準に違反することがないように措置すること。

「その他これらに準ずる措置」には、大気汚染防止法第18条の14に規定する特定粉じん排出等作業に係る規制基準（作業基準）に定められている「薬液等により湿潤化する」措置が該当するものであること。

当該講じた措置の内容（使用した薬剤の種類、成分及び使用量等を含む）については、規則第8条の16第1号に掲げる委託しようとする特別管理産業廃棄物の性状又は同条第2号に掲げる当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項に該当し、事業者は、当該廃石綿等の運搬又は処分を委託しようとする者に対し、あらかじめ、文書で通知する等委託基準に留意する必要があること（法第12条の2第6項、令第6条の6第1号）

第十九 産業廃棄物収集運搬業許可及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可の合理化

1 合理化される具体的な事務

一の政令市の区域を越えて産業廃棄物の収集又は運搬を行おうとする者に係る許可（産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可を除く。）に関する事務については、都道府県知事が行うこととしたこと（令第27条第1項）。

これらの許可に係る変更の許可に関する事務、届出の受理に関する事務、事業停止命令に関する事務、許可の取消しに関する事務及び意見の聴取に関する事務についても、都道府県知事が行うこととしたこと。

2 都道府県知事の許可の効力の及ぶ範囲

今般の合理化により、一の政令市の区域を越えて産業廃棄物の収集又は運搬を行おうとする者に係る許可については、基本的には都道府県知事が行うこととなったが、積替えを伴う収集又は運搬に係る許可については、引き続き指定都市の長等が行うこととされたこと。

そのため、産業廃棄物収集運搬業者等が都道府県知事の許可を有していた場合において、当該業者が当該都道府県内の指定都市の長等の許可（以下「積替え許可」という。）を有していないときは、当該都道府県知事の許可は、当該都道府県全域に及ぶこととなるが、積替え許可を有していたときは、当該都道府県知事の許可は、当該都道府県のうち、当該指定都市の長等の管轄区域を除いた範囲にのみ効力が及ぶこととなること。

3 産業廃棄物収集運搬業許可及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可に係る変更の届出に係る事項の追加及び許可証様式の改正等について

（1）変更の届出事項の追加

2のとおり、都道府県知事許可の効力が及ぶ範囲は積替え許可の有無により異なること。

ることから、都道府県知事は、当該産業廃棄物収集運搬業者等に係る積替え許可の有無を正確に把握し、自らの許可の効力が及ぶ範囲を認識する必要があること。そのため、積替え許可の有無に変更が生じた場合には、当該産業廃棄物収集運搬業者等は都道府県知事に届け出なければならないこととしたこと（規則第10条の10第1項第7号等）。

(2) 許可証様式の改正

産業廃棄物収集運搬業者等にその産業廃棄物の収集又は運搬を委託しようとする者が当該産業廃棄物収集運搬業者等の受けている許可の内容を正確に把握し、適切な委託を行うことができるようにするため、許可証の記載事項に積替え許可の有無を追加する等の様式改正を行うこととしたこと（規則様式第7号等）。

(3) 許可証の書換え

許可証の記載事項に変更があった場合には、産業廃棄物収集運搬業者等は、その書換えを受けることができることとしたこと（規則第10条の10の2等）。

4 平成23年4月1日時点で現に受けている許可の効力

(1) 平成23年4月1日時点で現に受けている都道府県知事の許可の効力

平成23年4月1日以降、当該都道府県知事の許可の効力は、政令市を含む当該都道府県内全域に及ぶこととなること（積替えを伴う収集又は運搬を行う区域を除く。）。

(2) 平成23年4月1日時点で現に受けている指定都市の長等の許可の効力

平成23年4月1日以降、都道府県知事の管轄区域において、一の政令市を越えて収集又は運搬を業として行おうとする者（積替え保管を伴う収集又は運搬を行おうとする者を除く。）に係る許可については、政令市は許可権者ではなくなることから、これらの者に対して平成23年3月31日以前に行った指定都市の長等の許可は、経過措置の対象となる場合を除き、平成23年4月1日に特段の手続を踏むことなく失効することとなること。

5 経過措置

従前の指定都市の長等の許可の範囲内で平成23年4月1日以降も産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うには都道府県知事の許可又は変更の許可を受けなければならないこととなるものについては、当該指定都市の長等の許可に係る許可の有効期間の満了の日までの間は、なお従前の例により当該指定都市の長等の許可の範囲内で産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができるものであること（改正令附則第6条）。

具体的には、以下の①②のいずれかに該当する指定都市の長等の許可については、平成23年4月1日以降も当該指定都市の長等の許可の有効期間中は、引き続き有効となること。

- ① 平成23年4月1日時点で現にA県内の政令市B及びCの許可は受けているが、A県の許可は受けていない者に係る政令市B及びCの許可
- ② 平成23年4月1日時点で現にA県の許可（許可品目は、a及びb）を受けており、かつ、A県内の政令市Bの許可（許可品目は、a、b及びc）及びA県内の政令市Cの許可（許可品目は、cのみ）を受けている者に係る政令市B及びCの許可
当該指定都市の長等の許可が有効となる期間においては、当該許可に係る全ての事

務が従前どおりとなることから、当該許可の取消しや事業停止命令等の指揮監督権限は、引き続き、従前の許可権者である指定都市の長等が行使するものであること。

また、都道府県知事の許可又は変更の許可を受けたことにより、当該指定都市の長等の許可が都道府県知事の許可の範囲内に含まれることとなったときは、経過措置の適用対象外となり、当該指定都市の長等の許可は失効することとなること。

6 都道府県知事と指定都市の長等の権限の整理

法における産業廃棄物収集運搬業者等に対する行政処分は、許可処分を行う主体に属する権限と、地域の生活環境に責任を有する主体に属する権限とに大別され、今般の合理化により、これまで政令市が許可処分を行う主体として行っていた事務の一部が都道府県に移行することとなるが、政令市については、地域の生活環境に責任を有する主体として、引き続き、廃棄物処理法上の報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等の権限を有すること。

なお、廃棄物処理法上の主な行政処分の種類及び当該行政処分を行う権限を有する主体の整理は、次のとおりであること。

主な行政処分の種類	権限の主体
①事業停止命令（法第14条の3）	許可処分を行った都道府県知事又は指定都市の長等
②許可取消処分 （法第14条の3の2）	許可処分を行った都道府県知事又は指定都市の長等
③報告徴収（法第18条）	許可処分を行った都道府県知事若しくは指定都市の長等又は 不適正処理が行われた区域を管轄する都道府県知事若しくは指定都市の長等
④立入検査（法第19条）	許可処分を行った都道府県知事若しくは指定都市の長等又は 不適正処理が行われた区域を管轄する都道府県知事若しくは指定都市の長等
⑤改善命令（法第19条の3）	不適正処理が行われた区域を管轄する都道府県知事若しくは指定都市の長等
⑥措置命令（法第19条の5及び第19条の6）	不適正処理が行われた区域を管轄する都道府県知事若しくは指定都市の長等
⑦行政代執行（法第19条の8）	不適正処理が行われた区域を管轄する都道府県知事若しくは指定都市の長等

第二十 会社法改正に伴う経理的基礎に関する提出書類の見直し

平成18年5月1日に施行された会社法（平成17年法律第86号）及び会社計算規則（平成18年法務省令第13号）により、法人会計に係る計算書類の構成が変更され、従来は貸借対照表及び損益計算書に記載されていた内容の一部が、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載されることとなったことに伴い、廃棄物処理業の許可の申請等に際し必要となる書類に、これらの書類を追加したこと（規則第3条第5項等）。

なお、株主資本等変動計算書とは、従来より貸借対照表に記載されている事業年度中の純資産の部のうち、当該純資産の部の計数の増減を独立した計算書類として表すもの

であり、個別注記表とは、従来、貸借対照表及び損益計算書の一部として扱われていた注記を独立した書類としたものであること。

第二十一 廃棄物処理施設における応急の措置に係る記録の作成義務の明確化

廃棄物処理施設に係る維持管理の技術上の基準においては、施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間（最終処分場にあつては、廃止までの間）保存することとされているが、法第21条の2第1項に規定する応急の措置を講じた場合については、当該措置についても記録を作成する義務を有することを明確化したこと（規則第4条の5等）。

第二十二 許可を要しない廃棄物処理施設の軽微な変更の見直し

廃棄物処理施設の設置者の負担の軽減を図るため、廃棄物処理施設の軽微な変更の範囲の見直しを行ったこと。

具体的には、申請書に記載した処理能力に係る変更については、変更の許可を要する場合を、当該変更によって当該処理能力が10パーセント以上増大するに至るものに限ることとし、当該処理能力が減少する場合については、軽微な変更として届出をすれば足りることとしたこと（規則第5条の2等）。

第二十三 広域的処理認定制度の合理化

1 車両表示の合理化等

広域的処理認定制度については、適正処理を確保しつつ円滑な事業を促進するため、これまでの車両表示事項及び書面備付け事項を見直したこと。

具体的には、広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。）が当該認定に係る廃棄物の収集運搬を行う際に使用する運搬車又は運搬船については、以下（1）の事項を車両に表示し、（2）の書面を備え付けることとしたこと（規則第6条の19等）。

（1）車両表示事項

- ・ 当該認定に係る廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬施設である旨
- ・ 認定番号
- ・ 当該認定に係る廃棄物の収集又は運搬を行う者の氏名または名称

（2）書面備付け事項

- ・ 認定証の写し
- ・ 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先を記載した書面

2 広域的処理認定報告書の記載事項の変更

認定基準を満たす処理の実施について、認定権者である環境大臣が確認できるよう、報告書の記載事項に、当該申請に係る廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するために行った措置を追加したこと（第6条の24第4号）。

第二十四 多量排出事業者処理計画の見直し

多量排出事業者が作成する産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下「多量排出事業者処理計画」という。）については、これまで添付書類の様式のみが定められており、計画自体の様式は定められていなかったことから、様式を統一的に定めるこ

ととし、評価を行いやすくしたこと（規則様式第2号の8等）。

また、循環的利用を進める観点から、排出事業者の責任において再生利用等による減量を進めることが重要であるが、減量は委託により行うことも可能であることから、計画に記載すべき事項として、産業廃棄物の処理の委託に関する事項を追加したこと。さらに、当該委託に関する事項として、優良認定処理業者（令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に該当する者）への処理の委託、処理業者への再生利用の委託、認定熱回収施設設置者（法第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理の委託及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理の委託について、規則様式においてそれぞれ記載させることとしたこと。

また、多量排出事業者処理計画及びその実施の状況については、これまで都道府県知事が一年間公衆の縦覧に供することにより公表されていたが、住民への情報提供や周知を徹底し、もって排出事業者の自主的な排出抑制、再生利用等による減量化の取組を推進するため、都道府県知事による公表はインターネットの利用により行うこととし、多量排出事業者処理計画の提出及び実施の状況の報告については電子ファイルで行うことを可能とすることとしたこと（規則第8条の4の7等）。

なお、都道府県知事によるインターネットでの公表に係る改正規定は、平成23年10月1日から施行されること（改正規則附則第1条）。

第二十五 凍結による損壊のおそれのある導水管等に係る基準の追加

1 基準の追加

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場について、廃棄物の保有水等集排水設備、調整池及び浸出液処理設備を設けることとされているが、積雪寒冷地においては、気象条件によって保有水等集排水設備から浸出液処理設備までの間の保有水等の導水管及び当該浸出液処理設備の配管（以下「導水管等」という。）が凍結によって損壊する場合があります。保有水等の処理に支障を及ぼすのみならず、保有水等の漏出により公共の水域又は地下水の汚染を引き起こすおそれがあること。このため、導水管等が凍結により損壊するおそれがあると認められる場合には、あらかじめ、有効な防凍のための措置を講ずることを、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場における技術上の基準（以下「構造基準」という。）及び維持管理の技術上の基準（以下「維持管理基準」という。）に追加したこと（改正規則による改正後の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「基準省令」という。）第1条第1項第5号ト等）。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則に定める維持管理情報の公表、記録の閲覧及び記録する事項として、導水管等の点検に関する事項を新たに加えることとしたこと（規則第4条の5の2等）。

なお、導水管等の凍結のおそれがある場合であっても、凍結による損壊のおそれがあるとまではいえない場合には、今般の措置を講ずる必要はないこと。

2 経過措置

既存一般廃棄物最終処分場及び既存管理型最終処分場における構造基準及び維持管理基準については、平成23年9月30日までの間、有効な防凍のための措置を講ずる部分は適用しないこととしたこと（改正規則附則第9条及び第10条）。

また、これらの最終処分場に係る維持管理の状況に関する情報の公表、記録及び閲

覧についても、平成23年9月30日までの間、有効な防凍のための措置を講ずる部分は適用しないこととしたこと（改正規則附則第3条及び第4条）。

第二十六 産業廃棄物の処理に係る広域再生利用指定制度の廃止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成15年環境省令第30号）附則第2条において、産業廃棄物の処理に係る広域再生利用指定制度による指定は、当分の間、効力を有することとされているが、今般、同条を削り、同制度を廃止したこと。

第二十七 その他

今般の法改正により、最終処分場の適正な維持管理を確保するため、旧設置者等が旧廃棄物最終処分場の維持管理を行う場合にも、当該旧廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の取戻しができることとなった。しかしながら、取戻しをしようとする旧設置者等の中には、取り戻した維持管理積立金を当該旧廃棄物最終処分場の維持管理以外の用に供しようとするものが発生することも考えられること。そのため、維持管理積立金の維持管理の用以外の用への流用を未然に防止するためにも、各都道府県におかれては、維持管理積立金に係る業務について、機構に対し維持管理積立金の取戻しの申請又は維持管理積立金の額の照会を行った者が旧設置者等に該当するのか、取り戻そうとする額がこれから行おうとする維持管理の内容に比して適切な額であるか等について機構から照会があった場合には、当該旧設置者等に係る情報を提供する等、機構に協力されたいこと。

年 月 日			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の3第3項の規定により、下記の廃棄物については、 下請負人 が自ら運搬することとします。			
元請業者 住 所 氏名又は名称 電話番号			印
下請負人 住 所 氏名又は名称 電話番号			印
下請負人 住 所 氏名又は名称 電話番号			印
事業場の所在地			
発 注 者	氏名又は名称	住 所	
運搬する廃棄物の種類及び一回当たりの運搬量	種 類		
	量		
運搬先の施設の所在地			
運搬先の施設の所有権又は使用権原	運搬先の施設の 所 有 権 原 を有することを誓約します。 使 用 権 原 元 請 業 者 の 氏 名 又 は 名 称		
			印

(裏面)

運搬を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
運搬を行う従業員の氏名	
運搬車の車両番号	
維持修繕工事の場合	
当該廃棄物を生ずる維持修繕工事の元請負代金が500万円以下であることを誓約します。	
元請業者の 氏名又は名称	印
瑕疵補修工事の場合	
引渡年月日	年 月 日
当該廃棄物を生ずる瑕疵補修工事の請負代金相当額が500万円以下であることを誓約します。	
元請業者の 氏名又は名称	印
備考	
<p>1 元請業者及び下請負人の押印は、請負契約の基本契約書において定められた建設工事の責任者（工事事務所長等）又は当該基本契約書の締結者（支店長等）の押印又は署名で足りるものとする。</p> <p>2 廃棄物の一回当たりの運搬量は、当該量が1 m³以下であることがわかるよう記載するものとし、数量での記載（例：壘一壘）でもよいものとする。また、フレコンバッグを用いて運搬する場合には、当該フレコンバッグの容量を記載するものとする。</p> <p>3 運搬先の施設の所有権又は使用権原を有する旨の誓約は、元請業者が記載し、押印するものとする。この場合の押印も、建設工事の責任者又は基本契約書の締結者の押印又は署名で足りるものとする。</p> <p>4 使用する権原を有する施設とは、元請業者が第三者から貸借している場合のほか、下請負人又は中間処理業者から貸借している場合も含まれる。また、元請業者と廃棄物の処理の委託契約をした廃棄物処理業者の事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）に、下請負人が当該廃棄物を運搬する場合も含まれる。</p> <p>5 維持修繕工事の請負代金の額又は瑕疵補修工事の請負代金相当額が500万円以下である旨の誓約は、元請業者が記載し、押印するものとする。この場合の押印も、建設工事の責任者又は基本契約書の締結者の押印又は署名で足りるものとする。</p>	